

S&P Dow Jones Indices

A Division of **S&P Global**

S&P 米国株価指数 メソドロジー

2026 年 2 月

この資料は翻訳版です。原文（英語版）と内容の相違がある場合は英語版の内容をご参照下さい。英語版は www.spglobal.com/spdji よりご覧いただけます。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス: S&P 米国株価指数メソドロジー

目次

はじめに	4
指数の目的	4
ハイライト及び指数ファミリー	4
補足資料	6
適格性基準	7
適格性ファクター	7
指数構築	12
S&P トータル・マーケット指数	12
S&P 500、S&P 中型株 400、S&P 小型株 600	12
S&P コンポジット指数	12
S&P 100	13
S&P 500 上位 50 指数	13
S&P 500 上位 10 指数	13
S&P 500 上位 20 指数	13
加重: 各再構築時点で、この指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。	14
S&P コンプリーション指数	14
セレクト・セクター指数	14
指数の算出	17
アプローチ	17
発行済み株式	17
指数の管理	18
変更のタイミング	18
株数及び浮動株修正係数 (IWF) のアップデート	19
コーポレート・アクション及びリバランスのガイドライン	19
その他の調整	19
計算に用いる通貨、及び追加の指数リターン・シリーズ	19
基準日及び過去履歴の利用可能性	21
指数データ	23
計算されるリターンのタイプ	23
配当ポイント指数	23
指数ガバナンス	24

	指数委員会	24
指数方針		25
	発表	25
	休日スケジュール	25
	リバランス	25
	予定外の取引所の閉鎖	25
	指数の再計算方針	25
	リアルタイムの計算	25
	お問い合わせ先	25
指数の配信		26
	ティックカー	26
	インデックス・アラート	28
	指数データ	28
	ウェブサイト	28
付属資料 A		29
	過去の時価総額ガイドライン	29
付属資料 B		30
	特定の派生指数の指数構築及びウェイト付け	30
	S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数	30
	S&P セレクト・セクター・日次キャップド 35/20 指数	32
	S&P セレクト・セクター15/60 キャップド指数	34
	S&P セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	36
	S&P 500 消費者セレクト 15/60 指数	38
	S&P 500 キャップド 35/20 指数	40
	S&P 中型株 400 キャップド・セクター指数	43
	S&P 小型株 600 キャップド・セクター指数	45
	S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く) 指数	48
	S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く) セレクト指数	49
	S&P500(セクター指数を除く)	51
	S&P 500(金融セクター、不動産セクター、公益事業セクター、及び運輸産業グループを除く) 指数	51
	S&P イコール・ウェイト米国株価指数	51
	S&P 500 セクター・イコール配分指数	53
	S&P 900 銀行(産業)7/4 キャップド指数(米ドル)	53
	S&P 500 TTM レート日本円ヘッジ指数	55
	S&P 500 半導体・半導体製造装置(産業グループ)35% キャップド指数(米ドル)	56
	S&P 500 3%キャップド指数(米ドル)	57
	S&P 500 上位 10 25%キャップド指数(米ドル)	58
S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス: S&P 米国株価指数メソドロジー		2

S&P 500 上位 10 セレクト・アンキャップド指数	59
S&P 500 上位 20 セレクト・アンキャップド指数	60
S&P 500 上位 20 セレクト指数	61
S&P 500 上位 20 セレクト 35/20 キャップド指数	63
S&P 500 日本円ヘッジ指数(韓国カレンダー)	65
S&P 500 セクター上位 10 イコール・キャップド指数	66
S&P 500 セクター上位 5 イコール・キャップド指数	67
S&P 100(上位 20 を除く)セレクト指数	68
付属資料 C	69
メソドロジーの変更	69
S&P Dow Jones Indices 免責事項	81
パフォーマンスに関する情報開示/バックテストされたデータ	81
知的財産権/免責条項	82
ESG 指数の免責事項	84

はじめに

指数の目的

S&P 米国株価指数は、米国の証券取引所で取引されている米国籍株式のパフォーマンスを測定するように設計されている株価指数のファミリーである。このファミリーは、規模やセクター、スタイルに基づく様々な指数で構成されている。この指数は浮動株調整後時価総額(FMC)により加重されている。さらに、下記で詳述するように、均等加重指数とキャップド時価総額加重指数も算出している。

ハイライト及び指数ファミリー

FMC 加重指数

S&P トータル・マーケット指数: この指数は、広範な米国市場のパフォーマンスを測定する。全ての米国適格普通株式を含む。

S&P 500: この指数は、市場の大型株セグメントのパフォーマンスを測定する。米国の大型株 500 銘柄で構成されており、米国の代表的な株価指数となっている。

S&P 中型株 400: この指数は、市場の中型株セグメントのパフォーマンスを測定する。米国の中型株 400 銘柄で構成されている。

S&P 小型株 600: この指数は、市場の小型株セグメントのパフォーマンスを測定する。米国の小型株 600 銘柄で構成されている。

S&P コンポジット指数: この指数は、S&P コンポジット 1500、S&P900、及び S&P1000 を含む。S&P コンポジット 1500 は、S&P 500、S&P 中型株 400、S&P 小型株 600 を組み合わせたものであり、これら 3 つの全ての時価総額セグメントのパフォーマンスを測定する。S&P900 は、S&P 500 と S&P 中型株 400 を組み合わせたものであり、市場の中大型株セグメントのパフォーマンスを測定する。S&P1000 は、S&P 中型株 400 と S&P 小型株 600 を組み合わせたものであり、市場の中小型株セグメントのパフォーマンスを測定する。

S&P コンプリーション指数 (S&P Completion Index): 同指数は S&P トータル・マーケット指数のサブ指数である。同指数は、S&P トータル・マーケット指数の構成銘柄の中で、S&P 500 に採用されていない銘柄のパフォーマンスを測定する。この指数はシェアクラス・レベルではなく、企業レベルで構築される。S&P コンプリーション指数のある企業が S&P 500 に採用された場合、その企業のその他全てのシェア・クラスも S&P コンプリーション指数から除外される。

S&P 500 上位 10 指数: この指数は、S&P 500 の中で FMC が最も大きい 10 銘柄のパフォーマンスを測定する。

S&P 500 上位 20 指数: この指数は、S&P 500 の中で FMC が最も大きい 20 銘柄のパフォーマンスを測定する。

S&P 500 上位 50 指数: この指数は、S&P 500 の中で FMC が最も大きい 50 銘柄のパフォーマンスを測定する。

S&P 100: この指数は S&P 500 の中から選択される 100 社のパフォーマンスを測定する。一般に、S&P 500 の中で最も規模が大きい企業が指数に採用される。上場オプションを発行していることも条件となっている。構成銘柄の選定にあたってはセクターのバランスも考慮される。

次の指数に関する詳細については、付属資料 B を参照

S&P コンポジット 1500/S&P TMI(2015 年 12 月 18 日の取引終了時点で継承) 指数: 同指数は S&P トータル・マーケット指数(TMI)の複製であり、S&P TMI 指数のメソドロジーに従う。ただし、2015 年 12 月 18 日以前の指数履歴に関して、同指数は S&P コンポジット 1500 の複製であり、S&P コンポジット 1500 指数のメソドロジーに従っていた。

S&P 500(セクター指数を除く): この指数は、1 つまたはそれ以上のセクターに属する企業を除く、S&P500 の全ての企業のパフォーマンスを測定する。企業分類は世界産業分類基準(GICS®)に準ずる。

S&P 500(金融セクター、不動産セクター、公益事業セクター、及び運輸産業グループを除く) 指数: この指数は、金融セクター、不動産セクター、公益事業セクターまたは運輸産業グループに属する銘柄を除き、S&P500 の全ての銘柄のパフォーマンスを測定する。企業分類は GICS に準ずる。

S&P 500 コミュニケーション・サービス及び情報技術指数: この指数¹は、S&P 500 の銘柄の中で、コミュニケーション・サービス・セクター及び情報技術セクターに分類されている銘柄のパフォーマンスを測定する。企業分類は GICS に準ずる。

S&P 500 小売りコンポジット指数: この指数は、S&P 500 の銘柄の中で、一般消費財・サービス流通・小売り産業グループ及び生活必需品流通・小売り産業グループに分類されている銘柄のパフォーマンスを測定する。企業分類は GICS に準ずる。

GICS に関する詳細情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの世界産業分類基準(GICS)メソドロジーを参照。

均等加重指数:

S&P イコール・ウェイト米国株価指数(S&P Equal Weight U.S. Indices): 同指数には、S&P 500 上位 50 イコール・ウェイト指数、S&P100 イコール・ウェイト指数、S&P500 イコール・ウェイト指数、S&P500 イコール・ウェイト・セクター指数、S&P 中型株 400 イコール・ウェイト指数、S&P 中型株 400 イコール・ウェイト・セクター指数、S&P 小型株 600 イコール・ウェイト指数、S&P 小型株 600 イコール・ウェイト・セクター指数、S&P コンポジット 1500 イコール・ウェイト指数、及び S&P コンポジット 1500 イコール・ウェイト・セクター指数が含まれる。これらの指数の構成銘柄は、それぞれの原指数の構成銘柄と同じである。各銘柄はそれぞれのリバランス参照日時点で、浮動株調整後時価総額によって加重されるのではなく、均等に加重される。「*指数構築*」において特に明記されていない限り、イコール・ウェイト・セクター指数の構成銘柄については、それぞれの親指数から構成銘柄を選出し、GICS の分類に基づいて指数への採用が判断される。

キャップド時価総額加重指数:

S&P キャップド時価総額加重米国指数: これらの指数には、S&P セレクト・セクター指数、S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数、S&P セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数、S&P セレクト・セクター 15/60 キャップド指数、S&P 500 キャップド 35/20 指数、S&P 中型株 400 キャップド・セクター指数、及び S&P 小型株 600 キャップド・セクター指数が含まれる。この指数の構成銘柄は、それぞれの原指数(S&P 500、S&P 中型株 400、または S&P 小型株 600)から選出され、GICS の分類に基づいて指数への採用が判断される。各指数は、キャップド時価総額加重均等方式と特定のキャッピング・メソドロジーを採用している。

¹ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018 年 9 月 24 日に有効となる今回の新しい構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 及び 45 として分類されていたと想定される証券に基づいて、この指数の過去履歴を遡及して算出しました。

補足資料

このメソドロジーは、補足資料と併せて読まれることを意図している。補足資料では、ここに記載されている方針、手順、及び計算に関するより詳しい説明を提供している。このメソドロジー全体を通して、特定のテーマに関連する補足資料を紹介しており、詳細についてはそちらを参照されたい。このメソドロジーの主な補足資料や、それらの資料のハイパーリンクのリストは以下の通りである。

補足資料	URL
S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)	株式指数方針及び実務
S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)	指数算出メソドロジー
S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの浮動株調整メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Float Adjustment Methodology)	浮動株調整メソドロジー
S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの世界産業分類基準(GICS)メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Global Industry Classification Standard (GICS) Methodology)	世界産業分類基準(GICS)メソドロジー

このメソドロジーは、このメソドロジー資料により管理される各指数に対する投資家の関心を測定するとの上記の目的を達成するために、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発したものである。指数が継続的に目的を達成するように、このメソドロジーに対する変更やこのメソドロジーからの逸脱は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス独自の判断と裁量によって行われる。

適格性基準

指数の採用候補銘柄となるためには、証券は以下の適格性基準を満たす必要がある。該当する場合、S&P コンポジット 1500 指数の全ての適格性基準が満たされているかどうかを判断するための評価日は、公表日の 2 営業日前の取引開始時点である：

適格性ファクター

本拠地: 米国を本拠地とする企業でなければならない。

本拠地に関する詳しい情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) を参照。

米国証券取引委員会 (SEC) 提出書類の種類: 証券を発行している企業は、米国内の発行体に対して求められている特定の書類 (フォーム 10-K 年次報告書、フォーム 10-Q 四半期報告書、及びフォーム 8-K 臨時報告書 (ただし、これらに限定されない)) を提出することにより、米国証券取引所法が定める定期報告義務を満たしている。

証券取引所への上場: 以下の米国証券取引所の一つに上場している必要がある：

- ニューヨーク証券取引所 (NYSE)
- NYSE アーカ取引所
- NYSE アメリカン証券取引所
- ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット
- ナスダック・グローバル・マーケット
- ナスダック・キャピタル・マーケット
- Cboe BZX
- Cboe BYX
- Cboe EDGA
- Cboe EDGX

非適格取引所:

- 店頭 (OTC) 市場 (ピンクオープン市場を含む)

適格組織構造及びシェア・タイプ: 発行企業は以下の組織構造及びシェア・タイプを有している必要がある：

- 法人 (株式及びモーゲージ REIT を含む)
- 普通株式 (すなわち、シェア)

非適格組織構造及び株式タイプ (ただし、これらに限定されない):

- ビジネス・ディベロップメント・カンパニー (BDC)
- リミテッド・パートナーシップ (LP)
- マスター・リミテッド・パートナーシップ (MLP)
- リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC)
- クローズドエンド型投資信託
- 上場投資信託 (ETF)
- 上場投資証券 (ETN)
- ロイヤルティ・トラスト
- 特別買収目的会社 (SPAC)
- 優先株
- 転換優先株
- ユニット・トラスト
- 株式ワラント
- 転換社債
- 投資信託
- ライツ・イシュー
- 米国預託証券 (ADR)

トラッキング・ストック: 適格性は各指数により異なる：

- **S&P トータル・マーケット指数:** トラッキング・ストックは適格である。
- **S&P コンポジット 1500 及びコンポーネント指数:** トラッキング・ストックは非適格である。

複数シェア・クラス：S&P DJI では、FMC 加重指数の中で別々に上場している複数シェア・クラス・ラインを全て含める。ただし、これらのシェア・クラスは各指数の適格性要件を満たす必要がある。複数シェア・クラス・ラインを有する企業の指数採用の適格性は、企業レベルでの時価総額合計(TMC) に基づく。指数に採用するかの判断については、各上場シェア・クラスを別々に評価する。各ラインのウェイトは、そのラインの FMC のみを反映し、その企業の全てのラインを合計した FMC に基づくものではない。例えば、同一企業でも 1 番目の上場シェア・クラス・ラインが S&P コンポジット 1500 コンポーネント指数に組み入れられ、2 番目の上場シェア・クラス・ラインは除外される可能性がある。非上場のシェア・クラス・ラインは、その他の上場シェア・クラス・ラインと合計されることはないが、企業全体の TMC を計算する場合にはこれらの非上場のシェア・クラス・ラインも含まれる。

指数シェア・クラスの所有者に対して 2 番目の上場シェア・クラスを発行する企業に関して、新たに発行されるシェア・クラス・ラインは、1)その発行が必須である、また 2) 分配されるシェア・クラスの時価総額が些細な額でないことと見なされることを条件に、指数への採用が検討される。

S&P コンポジット 1500 指数の構成銘柄に関して、指数に現在採用されていない複数シェア・クラス・ラインは、適格性基準に定義されている流動性要件や FMC 要件を満たす必要がある(ただし、会社レベルだけで検討される時価総額基準でない)。除外された 2 番目の上場シェア・クラス・ラインは毎年 9 月に指数採用候補としてレビューされる。S&P コンポジット 1500 指数からの複数シェア・クラス・ラインの除外は指数委員会の裁量で行われる。また、その結果、そのシェア・クラス・ラインがまだ追加基準を満たしていなくても、複数シェア・クラス・ラインが指数に引き続き含まれる場合がある。

時価総額：適格性は指数によって異なる。

- **S&P トータル・マーケット指数**：時価総額の最低要件は設けていない。
- **S&P コンポジット 1500**：各コンポーネント指数に必要とされる企業レベルの合計時価総額：
 - S&P 500： 227 億ドル以上
 - S&P 中型株 400： 80 億ドル～227 億ドル
 - S&P 小型株 600： 12 億ドル～80 億ドル

最低時価総額ガイドラインは、おおよそ以下の累積パーセンタイルで S&P トータル・マーケット指数(以下、「TMI」という)ユニバースにおける企業レベルの 3 ヶ月間の平均累積合計時価総額を捉えるように設計されている。

- S&P 500： 85 パーセンタイル
 - S&P 中型株 400： 85～93 パーセンタイル
 - S&P 小型株 600： 93～99 パーセンタイル
- このような時価総額ガイドラインでは、米ドルで範囲が表示される。これらの範囲は、現在の市場状況を反映するために各四半期の開始時点で見直され、必要に応じてアップデートされる。四半期ごとのレビュー時点で、S&P コンポジット 1500 指数のいずれかの新たな時価総額の範囲が現在の範囲から 10% 以上乖離した場合、指数委員会は全ての原指数の時価総額範囲のアップデートを検討する。アップデートは必要に応じて公表され、即座に有効となる。
 - 企業レベルの合計時価総額基準を満たしている企業は、証券レベルの浮動株調整後時価総額(以下、「FMC」という)基準も満たしている必要がある。証券レベルの浮動株調整後時価総額基準は、それぞれの指数における企業レベルの最低合計時価総額基準の少なくとも 50% である。

浮動株修正係数(IWF)：適格性は指数ごとに異なる：

- **S&P トータル・マーケット指数**：IWF が少なくとも 0.10 以上である必要がある(現在の構成銘柄には IWF の最低要件はない)。
- **S&P コンポジット 1500 指数**：IWF が少なくとも 0.10 以上である必要がある。

IWFに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの浮動株調整メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Float Methodology)」を参照。

流動性: 浮動株調整後流動性比率(以下、「FALR」という)を使用し、流動性を測定する。FALRとは、年間売買代金をFMCで除した数値である。年間売買代金とは、コンポジット・プライシング及び公に報告されている全ての米国の連結売買高を用いて、評価日までの365暦日における終値の平均に売買高を乗じた額と定義する。米国の取引所における取引履歴が365暦日に満たないIPO、スピンオフ、または指数の目的上、米国籍であると見なされる公開企業については、利用可能な取引期間に基づいて売買代金を計算する。その場合、評価日時点で利用可能な年間売買代金を年率換算する。適格性は指数によって異なる。

● **S&P トータル・マーケット指数:**

- 四半期ごとのリバランス時に流動性要件をレビューする。
- 評価日時点の株価(コーポレート・アクション調整後)や、リバランス有効日時点の発行済み株数及びIWFを使用し、FMCを計算する。
- 評価日は、リバランス有効日の5週間前である。
- FALRは0.1以上である必要がある。
- 現在の構成銘柄には最低要件はない。

● **S&P コンポジット 1500:**

- 評価日時点の株価、発行済み株数、及びIWFを使用し、FMCを計算する。
- 評価日は、公表日の2営業日前の取引開始時点である。
- 株式は、評価日までの各半期における売買高が最低25万株である必要がある。
- FALRは、S&P コンポジット 1500に追加される時点で0.75以上である必要がある。
- 現在の構成銘柄には最低要件はない。

財務の健全性: 指数ごとの要件

- **S&P トータル・マーケット指数:** 財務の健全性に関する要件はない。
- **S&P コンポジット 1500:** 継続事業による一般会計原則(GAAP)ベースの純利益が、以下の両方で黒字である必要がある。
 - 直近の四半期、及び
 - 直近の連続4四半期の合計

エクイティ不動産投資信託(REIT): エクイティ不動産投資信託(REIT)の財務の健全性は、継続事業によるGAAPベースの純利益とFFO(Funds From Operations)の両方に基づく。FFOは、エクイティREITの分析において一般的に用いられている指標である。

新規株式公開(IPO): 適格性は指数によって異なる。

- **S&P トータル・マーケット指数:** 適格要件を満たしているIPO銘柄は次回のリバランス時に指数に追加され、リバランスの基準日(「*指数の管理*」において定義)に従う。特定の大型IPOは、S&P トータル・マーケット指数(TMI)のファースト・トラック・エントリーの対象となる場合があり、次の条件に従う:
 - 新たなIPO銘柄と直接上場IPO銘柄のみがファースト・トラック・エントリーの対象となる。店頭市場(以下、「OTC」という)またはカバーされていない取引所から、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスがカバーする取引所に切り替わる元破産会社は、ファースト・トラック・エントリーの対象

とはならない。

- ファースト・トラックによって伝統的な IPO 銘柄を追加する場合には、FMC の最低基準を満たしている必要がある。この最低基準は、証券レベルで 20 億ドルであり、提供される株数(オーバーアロットメント・オプションを除く)と、適格な取引所における取引初日の終値を用いて計算される。この基準の水準は適宜見直され、市場状況との一貫性を確保するために、必要に応じてアップデートされる。
- ファースト・トラックによって直接上場 IPO 銘柄を追加する場合には、FMC の最低基準を満たす必要がある。この最低基準は 20 億ドルであり、その銘柄の浮動株修正係数 (IWF) により判断される公に入手可能な株数と、適格証券取引所での最初の取引日の終値を用いて計算される。
- これに加えて、IPO 銘柄は指数の流動性要件を除くその他全ての適格性基準を満たしている必要がある。全ての必要な公開情報が入手可能な場合、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスはファースト・トラック条件が満たされていることを検証する。IPO 銘柄がファースト・トラック・エンターリーの適格性基準を満たしていると S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが発表した後、その銘柄は 5 営業日のリードタイムをもって指数に採用される。四半期ごとのリバランス凍結期間中にファースト・トラックによって IPO 銘柄を採用することが可能な場合には、指数委員会の裁量で、代わりにリバランス有効日に指数に採用されることがある。

● S&P コンポジット 1500

- IPO 銘柄は適格取引所で少なくとも 12 ヶ月売買された後、指数への追加が検討される。S&P コンポジット 1500 の候補銘柄の対象となる IPO ファースト・トラック・エンターリーはない。
- S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは「de-SPAC」取引を IPO と同等のイベントであると見なす。SPAC が S&P コンポジット 1500 への追加に適格となるためには、「de-SPAC」イベント後に 12 カ月間の取引実績があることが条件となる。
- 既存の構成銘柄からのスピノフまたは現物分配については、S&P コンポジット 1500 への採用まで 12 ヶ月の期間を経過する必要はない。

非適格取引所から移行する企業、経営破綻から脱却する企業、指数目的のために S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが米国に本拠地を置いていないと新たに指定する企業、不適格な組織構造から適格な組織構造に転換した企業、または不適格なシェア・タイプから適格なシェア・タイプに転換した証券については、適格な米国証券取引所で 12 カ月間の取引実績を有していなくても、S&P コンポジット 1500 への追加に適格となる。

ルールに対する例外: 上記の基準に対する例外を以下にまとめる。

- **S&P コンポジット 1500 の非構成銘柄で、S&P コンポジット 1500 の指数構成銘柄を買収した企業:**
S&P コンポジット 1500 の非構成銘柄が S&P コンポジット 1500 の指数構成銘柄を買収した場合、適格性基準の全てを完全に満たさなくても、合併に該当する事項に標的企業の株主に株式を発行する買収企業が含まれる場合、またその銘柄の追加により売買回転率が抑えられ、市場ベンチマークとしての指数代表性が強化されると指数委員会が判断した場合、その銘柄は指数委員会の裁量で S&P コンポジット 1500 に追加される場合がある。
- **S&P コンポジット 1500 の移動:** S&P コンポジット 1500 の指数構成銘柄は、S&P コンポジット 1500 指数の 1 つのコンポーネント指数 (S&P500、S&P 中型株 400 指数、または S&P 小型株 600 指数) から

別のコンポーネント指数に移動される場合がある。ただし、それらの銘柄は、新たな指数における企業レベルの合計時価総額の適格性基準を満たすことが条件となる。S&P コンポジット 1500 指数の 1 つのコンポーネント指数から別のコンポーネント指数への移動は、財務の健全性、流動性、またはそれぞれの指数における企業レベルの合計時価総額基準の 50% などの適格性基準を満たす必要はない。

- **現在の S&P コンポジット 1500 の指数構成銘柄からスピンオフされた企業:**現在の S&P コンポジット 1500 の指数構成銘柄からスピンオフされた企業は、外部から指数に追加される場合の基準を満たす必要はないものの、米国に本拠地を置いている必要がある。スピンオフに関して、指数構成銘柄の適格性は、可能な場合には発行日の取引価格を用いて決定される。スピンオフされた企業が親指数の時価総額を満たしていると指数委員会が判断した場合、指数委員会の裁量で、スピンオフされた企業は親会社の株価指数にとどまる場合がある。たとえばスピンオフされた企業の推定時価総額が、外部から指数に追加される基準において定義されている最低額を下回っていたとしても、親指数の構成銘柄の中でスピンオフされた企業よりも大幅に低い時価総額の企業が他に存在していた場合、スピンオフされた企業は親会社の株価指数にとどまる可能性がある。スピンオフ前に親指数の一部であったこれらの企業が S&P コンポジット 1500 指数、また必要に応じて親指数にとどまれば、売買回転率を抑えることが可能となる。
- **Berkshire Hathaway Inc.:** 売買回転率及び流動性に関する問題により、S&P 100 及び S&P 500 の構成銘柄である Berkshire Hathaway Inc. (NYSE:BRK.B) は複数シェア・クラス・ルールの例外となる。このことについては、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) 』でも詳述されている。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは引き続き B シェア・クラスの下でこの企業の株数を集約する予定である。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは、できれば指数構成銘柄の入れ替えは避けるべきだと考える。一時的に追加基準の一項目以上を逸脱しているように見える場合でも、適格性基準は指数への追加銘柄のためのものであり、持続的な構成銘柄には適用されない。そのため、継続的な状況が指数変更の原因となるのでない限り、構成銘柄は追加基準を逸脱しているように見えても、指数から除外されない。株式が指数から除外される場合には、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは除外の根拠を説明する。

指数構築

S&P トータル・マーケット指数

指数構築: 各年間再構築時点で、全ての適格証券を選定し、指数を構築する。

各四半期毎のリバランス時点で、前四半期において何らかの変化があった証券は指数への追加に適格である。ただし、参照日はリバランス有効日の 5 週間前となる。これらの証券は以下の通りである。

- 新規株式公開(IPO) (直接公募を含む)
- 適格取引所に新規上場した銘柄
- 適格取引所に移動した証券
- 経営破綻から脱却した証券
- 本籍地を米国に変更した企業 (S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが本籍地の変更を確認した場合)
- 不適格な組織構造から適格な組織構造に転換した企業
- 不適格なシェア・タイプから適格なシェア・タイプに転換した証券
- de-SPAC 取引を通じて運営会社に移行した SPAC

現在の指数構成銘柄は、四半期毎のリバランスの間に継続的な採用に関して評価されることはない。IWF または流動性基準を満たしていないとの理由により、以前に指数から除外された銘柄は、次の年間再構築まで再びレビューされることはない。

加重: 各再構築時点で、この指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。

S&P 500、S&P 中型株 400、S&P 小型株 600

指数ユニバース: この指数の構成銘柄は、S&P トータル・マーケット指数から選択される。

構成銘柄の選定: 構成銘柄の選定は指数委員会の裁量によって行われ、適格性基準に基づいている。各指数の構成銘柄数は、それぞれ 500、400、600 銘柄に固定されている。各指数の構成銘柄を選定する際には、指数における世界産業分類基準 (GICS®) の各セクターのウェイトと、S&P トータル・マーケット指数における GICS の各セクターのウェイトを比較し、該当する時価総額レンジのセクター・ウェイトを考慮する。

加重: 各指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。

S&P コンポジット指数

指数構築: 各指数は、原指数の構成銘柄を組み合わせることによって構築される。

- **S&P コンポジット 1500:** S&P 500、S&P 中型株 400、及び S&P 小型株 600 の全ての構成銘柄を組み合わせたものである。
- **S&P 900:** S&P 500 と S&P 中型株 400 の全ての構成銘柄を組み合わせたものである。
- **S&P 1000:** S&P 中型株 400 と S&P 小型株 600 の全ての構成銘柄を組み合わせたものである。

加重: 各指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。

S&P 100

指数ユニバース: 指数構成銘柄は、S&P 500 構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定: 構成銘柄は、指数構成委員会の裁量によって選定される。一般に、S&P 500 の中でも規模が大きい企業が指数構成銘柄として選定され、上場オプションを発行していることも条件となる。構成銘柄の選定にあたってはセクターのバランスも考慮される。

加重: 指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。

S&P 500 上位 50 指数

指数ユニバース: 指数構成銘柄は、S&P 500 構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定: 毎年行われる指数の再構築時点で、この指数は指数への採用に関して、S&P 500 の中で FMC が最も大きい 50 社を指数構成銘柄として選定する。ただし、選定に関するバッファールールに従うものとする。以下の通り構成銘柄を選定する:

1. FMC により適格銘柄をランク付けし、指数への採用に関して、上位 45 にランク付けされた銘柄を自動的に選定する。
2. 上位 55 にランク付けされた現在の構成銘柄を、50 銘柄の目標数に達するまでランクの高い順に選定する。
3. この時点でまだ目標数に達しなかった場合、50 銘柄の目標数に達するまで非構成銘柄を選定する。

加重: 各再構築時点で、この指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。

S&P 500 上位 10 指数

指数ユニバース: 指数構成銘柄は、S&P 500 構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定: 毎年行われる指数の再構築時点で、この指数は指数への採用に関して、S&P 500 の中で FMC が最も大きい 10 社を指数構成銘柄として選定する。ただし、選定に関するバッファールールに従うものとする。以下の通り構成銘柄を選定する:

1. FMC により適格銘柄をランク付けし、指数への採用に関して、上位 9 にランク付けされた銘柄を自動的に選定する。
2. 上位 11 にランク付けされた現在の構成銘柄を、10 銘柄の目標数に達するまでランクの高い順に選定する。
3. この時点でまだ目標数に達しなかった場合、10 銘柄の目標数に達するまで非構成銘柄を選定する。

加重: 各再構築時点で、この指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。

S&P 500 上位 20 指数

指数ユニバース: 指数構成銘柄は、S&P 500 構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定: 毎年行われる指数の再構築時点で、この指数は指数への採用に関して、S&P 500 の中で FMC が最も大きい 20 社を指数構成銘柄として選定する。ただし、選定に関するバッファールールに従うものとする。以下の通り構成銘柄を選定する:

1. FMC により適格銘柄をランク付けし、指数への採用に関して、上位 18 にランク付けされた銘柄を自動的に選定する。
2. 上位 22 にランク付けされた現在の構成銘柄を、20 銘柄の目標数に達するまでランクの高い順に選定する。
3. この時点でまだ目標数に達しなかった場合、20 銘柄の目標数に達するまで非構成銘柄を選定する。

加重: 各再構築時点で、この指数は FMC により構成銘柄のウェイトを設定する。

S&P コンプリーション指数

指数ユニバース: 指数構成銘柄は、S&P トータル・マーケット指数の構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定: S&P トータル・マーケット指数の構成銘柄の中で、S&P 500 構成銘柄を除く全ての銘柄が選定され、指数が構築される。

加重: 指数は FMC により加重される。

セレクト・セクター指数

指数構築: S&P 500 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数は GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

セレクト・セクター指数 ²	GICS セクター分類
コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター指数	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50) ³
一般消費財・サービス・セレクト・セクター指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
生活必需品セレクト・セクター指数	生活必需品 (GICS コード 30)
エネルギー・セレクト・セクター指数	エネルギー (GICS コード 10)
金融セレクト・セクター指数	金融 (GICS コード 40)
ヘルスケア・セレクト・セクター指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
資本財・サービス・セレクト・セクター指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
素材セレクト・セクター指数	素材 (GICS コード 15)
不動産セレクト・セクター指数	不動産 (GICS コード 60)
テクノロジー・セレクト・セクター指数	情報技術 (GICS コード 45)
公益事業セレクト・セクター指数	公益事業 (GICS コード 55)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

キャップド指数のメソドロジーは、時価総額加重指数と同じアプローチに従う。ただし、指数ウェイトの制約を満たすような価値に浮動株調整後時価総額を調整するために、指数が追加ウェイト・ファクターまたは AWF を適用する場合を除く。

² エネルギー・セレクト・セクター指数については、GICS 産業サブグループの構成銘柄を用いて指数を算出します。構成銘柄のウェイト調整ファクターは、原指数からもたらされます。

³ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018 年 9 月 24 日に有効となる今回の新しい構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 として分類されていたと想定される証券に基づいて、この指数の過去履歴を遡及して算出しました。

四半期中に新たな銘柄が追加される場合、その銘柄は、関連する S&P セレクト・セクター指数にも追加される。その際には、調整可能ウェイト・ファクター(AWF)を 1 として追加される。

AWF に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology) を参照。

加重: 各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。キャッピングの目的で、それぞれの指数は四半期ごとにリバランスされ、1 度、3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日の営業時間終了後に実施される。調整のプロセスは以下の通りである。

1. リバランス基準日は 3 月、6 月、9 月と 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。
2. リバランス基準日に反映される株価(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、リバランス有効日の構成銘柄、発行済み株式数、及び IWF を用いて、各企業が FMC でウェイト付けされる。
3. 企業の FMC ウェイトが 24%を超える場合には、全ての企業のウェイト上限を 23%とする。この上限については 2%のバッファを設ける。
4. ウェイトが 4.8%を超える企業の合計ウェイトは、指数全体のウェイトの 50%を超えてはならない。このキャップにより、5%の上限を超えないようにバッファを設ける。
5. ステップ 4 のルールに反する場合には、ウェイトが 4.8%を超える企業のウェイトは以下と同等にする:

$$W_i^{Capped} = \max \left(\frac{45\% \times W_i}{\sum_i^N W_i}, 4.5\% \right)$$

ここで、

N = 指数ウェイトが 4.8%を超える企業の総数(単一企業のウェイト上限を確認した後)

W_i = ウェイトが 4.8%を超える個別企業 N 社の指数ウェイト(単一企業のウェイト上限を確認した後)

単一企業及び合計のウェイト上限をそれぞれ 4.5%及び 45%とすることで、5%の上限を超えないようにバッファを設ける

6. ステップ 3 からステップ 5 の超過ウェイトを、当初のウェイトが 4.8%未満の企業に比例的に再配分する。再配分後も、各企業のウェイト上限を 4.5%とする。
7. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランスの 1 週間前の株価に基づいて割り当てられたため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは算出されたウェイトとは若干異なることになる。

指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数 (Capped Market Capitalization Weighted Indices) のセクションを参照。

セレクト・セクター指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日の FMC に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に残る。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。

二次的な再加重チェック:3月、6月、9月、または12月の最終営業日の2日前に、企業のウェイトが24%を超えている場合、または4.8%以上のウェイトを有する企業の合計ウェイトが50%を超えている場合、上限ルールに違反しているため、二次的な再加重を実施する。この再加重は、当該月の最終営業日の市場終了後に効力が発生する。二次的な再加重の計算では、3月、6月、9月、または12月の最終営業日の2日前時点の上限適用済み指数ウェイトを使用し、併せて再加重実施日時点のAWF、構成銘柄、発行済み株式残高、及びIWFを使用する。

指数の算出

アプローチ

各指数は、あらゆる S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス株価指数で用いられる除数メソドロジーにより算出される。

浮動株調整後時価総額加重指数、均等加重指数、及びキャップド時価総額加重指数のそれぞれの指数算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中の時価総額加重指数、均等加重指数、及びキャップド時価総額加重指数の各セクションを参照。

発行済み株式

指数の算出にあたり集計される株式は発行済み株式であり、本質的には一般会計原則(GAAP)の中で、財務会計基準審議会(FASB)が「ベーシック株式」と定義するものである。集計は、流通株式のみを反映するために、浮動株を調整して行われる。

浮動株調整方法に関しては、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの浮動株調整方法 (S&P Dow Jones Indices' Float Adjustment Methodology)」を参照。

指数の管理

変更のタイミング

四半期ごとのアップデート: 株数は、四半期ベースで公に入手可能な最新の届出書類の株数にアップデートされる。株数変更が現在の発行済み株式総数の 5%以上となり、*株価指数方針及び実務メソドロジー (Equity Indices Policies and Practices methodology)* に記載されている単一のコーポレート・アクションに関連している場合、IWF の変更は四半期毎のレビュー時点でのみ行われる。

S&P トータル・マーケット指数: この指数は、9 月の第 3 金曜日の終了後に毎年再構築される。また、この指数は指数構築セクションに詳述されている通り、各暦四半期の第 3 金曜日に四半期毎にリバランスされる。年間の再構築及び四半期毎のリバランスの両方に関して、適格性基準を満たすための基準日は有効日の 5 週間前である。

S&P 1500 コンポジット指数: 指数の構成銘柄の変更は、必要に応じて行われる。定期的な再構成はない。逆に、コーポレート・アクションや市況に対応するための変更はどの時点でも行われる。指数への追加及び指数からの除外は少なくとも 3 営業日の事前通告を以て通知される。ただし、指数委員会の裁量により、3 営業日未満での事前通告となる場合もある。

顧客や影響する企業に知られるのと同じタイミングかその前にウェブサイト www.spglobal.com/spdji で一般に発表される。

S&P コンプライション指数: S&P 500 から除外された企業は、合併、主要証券取引所での上場廃止、本拠地の変更、倒産以外の理由なら、即座に S&P コンプライション指数に加えらる。同様に S&P 500 に加えられた全ての企業は、S&P コンプライション指数から即座に除かれる。S&P コンプライション指数は、シェアクラス・レベルではなく、企業レベルで構築されることに留意のこと。S&P コンプライション指数のある企業が S&P 500 に採用された場合、その企業のその他全てのシェア・クラスも S&P コンプライション指数から除外される。

S&P 500 上位 50 指数、S&P 500 上位 10 指数、及び S&P 500 上位 20 指数: この指数は、5 月の最終営業日の基準日を用いて、6 月の第 3 金曜日の取引終了後に毎年再構築される。株数は四半期ごとにアップデートされ、S&P500 の株数に従って指数ウェイトに反映される。S&P500 から除外された銘柄は同時にこの指数から除外され、次の年間の再構築まで入れ替えは行われない。

S&P イコール・ウェイト米国株価指数: この指数は、各四半期の最終月の第 3 金曜日の取引終了後リバランスされる。リバランス時点での指数内の企業数を N とすると、各企業のウェイトが $1/N$ になるようにリバランスされる。各リバランス時に、各四半期最終月の第 2 金曜日の直前の水曜日の終値を基準株価とし、同指数の企業が均等加重される。指数内で複数のシェア・クラスがある企業に関しては、第 2 金曜日の直前の水曜日のプライシング基準日における FMC に比例するウェイトが各シェア・クラスに割り当てられる。指数の株式総額は、リバランスの 1 週間前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各企業の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

S&P キャップド時価総額加重米国株価指数: この指数は、四半期ごとに加重することを目的に 3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日の取引終了後にリバランスされる。リバランスの基準日はそれぞれ 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。

セクター別指数の再分類: セクター別指数の構成銘柄は GICS の再分類が実施される際に、ある GICS サブ指数から別の GICS サブ指数に移動する場合がある。セクター別指数に関して、親指数に対してこうした再分類が生じた際には、企業は関連 GICS 指数から除外され、他の GICS 指数に加えらる。

除外

除外は次の通り生じる:

- 企業において、もはや適格基準を満たさないような合併、買収、または大規模なリストラが生じた場合、企業は指数から除外される:
 - 吸収・合併ないし他のコーポレート・アクションにより上場廃止になった企業は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが発表した時点で除外される。通常、取引最終日の終了時点もしくは公開買い付け終了時点である。取引停止になった構成銘柄は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの裁量で取引再開まで指数に残される場合がある。ピンクシートないしブリテンボードに移行した銘柄は除外される。
- 実質的に S&P コンポジット 1500 指数の適格基準の 1 つ以上に違反している企業は、指数委員会の裁量でそれぞれのコンポーネント指数から除外される場合がある。

S&P コンポジット 1500 指数のコンポーネント指数から除外された企業(任意及び破綻による上場廃止を含む)のスクリーニングを行い、適格性基準を満たしているかどうかを判断する場合、指数からの除外日から最低 1 年の待機期間が必要となる。

株数及び浮動株修正係数(IWF)のアップデート

株数及び浮動株修正係数(IWF)のアップデートの標準的な取り扱いに関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「*株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)*」を参照。

コーポレート・アクション及びリバランスのガイドライン

S&P イコール・ウェイト米国株価指数を除いて、コーポレート・アクション及びリバランスのガイドラインに関する情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「*株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)*」の時価総額指数のセクションを参照。

S&P イコール・ウェイト米国株価指数:これらの指数のコーポレート・アクション及びリバランスのガイドラインに関する情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「*株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)*」の均等加重指数のセクションを参照。

その他の調整

上場廃止になり市場価格を得ることができない株式は、指数委員会の裁量によりゼロもしくは最低限の価格で指数から除外することができる。

計算に用いる通貨、及び追加の指数リターン・シリーズ

これらの指数は米ドルで算出される。さらに、S&P 500 日本円(TTM)、S&P 500 上位 10 指数(TTM)(日本円)、及び S&P 500 上位 20 セレクト指数(TTM)(日本円)は、三菱東京銀行による TTM(電信仲値相場)外国為替レートを使用して日本円で算出される。指数価値は $T+1$ の TTM レートを使用して計算日に発表される。

このメソドロジーに詳述されている指数に加え、指数の追加リターン・シリーズ・バージョンが利用可能な場合がある。利用可能な追加バージョンには、以下の通貨、通貨ヘッジ、減衰、公正価値、インバース、レバレッジド、及びリスク・コントロールなどのバージョンが含まれる(ただし、これらに限定されない)。利用可能な指数のリストについては、[S&P DJI メソドロジー及び規制状況データベース](#)を参照のこと。

これらのタイプの指数に関する情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「*指数算出メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)*」を参照。

特定タイプの指数(減衰指数、ダイナミック・ヘッジ指数、公正価値指数、及びリスク・コントロール指数など)を算出するために必要な入力については、www.spglobal.com/spdji で入手可能なパラメータ資料を参照のこと。

基準日及び過去履歴の利用可能性

指数の過去履歴の利用可能性、基準日、及び基準価格は以下の通り。

指数	算出開始日	最初の評価日	基準日	基準価格
S&P トータル・マーケット 指数	03/27/2006	12/31/2004	05/31/2005	1200
S&P コンプリーション 指数	03/27/2006	12/31/2004	05/31/2005	1200
S&P 500	03/04/1957	01/03/1928	1941-1943	10
S&P 中型株 400	06/19/1991	07/01/1991	06/28/1991	100
S&P 小型株 600	10/28/1994	12/30/1994	12/31/1993	100
S&P 900	06/19/1991	07/01/1991	06/30/1995	1000
S&P 1000	10/28/1994	12/30/2004	12/30/1994	1000
S&P コンボジット 1500	05/18/1995	12/30/2004	12/30/1994	100
S&P 100	06/15/1983	09/11/1989	12/29/2000	686.45
S&P 500 イコール・ウェイト 指数	01/08/2003	12/31/1970	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス・プラス 指数	08/06/2018	12/17/1999	12/17/1999	100
S&P 500 イコール・ウェイト一般消費財・サービス 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト生活必需品 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイトエネルギー 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイトエネルギー・プラス 指数	11/15/2021	12/29/1989	12/29/1989	100
S&P 500 イコール・ウェイト金融 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイトヘルスケア 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト資本財・サービス 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト情報技術 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト素材 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト不動産 指数	06/08/2015	03/18/2005	03/18/2005	1000
S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	353.4
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業プラス 指数	06/20/2006	12/29/1989	12/29/1989	100
S&P 中型株 400 イコール・ウェイト 指数	08/23/2010	07/01/1991	07/01/1991	100
S&P 小型株 600 イコール・ウェイト 指数	08/23/2010	12/30/1994	12/30/1994	100
S&P 500 上位 50 イコール・ウェイト 指数	04/09/2024	06/30/2005	06/30/2005	1000
S&P 100 イコール・ウェイト 指数	08/25/2009	12/29/2000	12/29/2000	1000
S&P コンボジット 1500 イコール・ウェイト 指数	03/04/2019	12/30/1994	12/30/1994	100
S&P 500 上位 50 指数	11/30/2015	12/31/1970	06/30/2005	1000
S&P 500 上位 10 指数	07/14/2023	06/30/2005	06/30/2005	1000
S&P 500 上位 20 指数	08/01/2024	06/30/2005	06/30/2005	1000
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数 ^A	11/30/2009	12/17/1999	12/17/1999	100
S&P コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター 日次キャップド 25/20 指数	07/23/2018	12/17/1999	12/17/1999	100
S&P 500 キャップド 35/20 セクター 指数	07/06/2016	12/17/1999	12/17/1999	100
S&P 500 キャップド 35/20 コミュニケーション・サービス 指数	04/30/2018	12/21/2007	12/21/2007	100
S&P 中型株 400 キャップド・セクター 指数	02/22/2016	12/30/1994	12/30/1994	100
S&P 小型株 600 キャップド・セクター 指数	03/08/2010	12/30/1994	12/30/1994	100
S&P 900 銀行 (産業) 7/4 キャップド 指数 (米ドル)	03/02/2018	12/16/2011	12/16/2011	100
S&P 500 コミュニケーション・サービス及び情報技術 指数	09/19/2018	12/29/2017	12/29/2017	100
S&P 500 3%キャップド 指数	04/19/2024	12/17/1999	12/17/1999	1000
S&P 500 日本円ヘッジ 指数 (韓国カレンダー)	09/20/2024	12/30/2014	12/30/2014	1000

^A S&P セレクト・セクター・キャップド 20%不動産指数は 2016 年 9 月 19 日に指数算出を開始し、基準日は 2003 年 9 月 19 日、基準価格は 100 である。S&P セレクト・セクター・キャップド 20%コミュニケーション・サービス指数は 2018 年 6 月 25 日に指数算出を開始し、基準日は 2007 年 12 月 21 日、基準価格は 100 である。

セレクト セクター指数: 指数の算出開始日及び算出開始日の価格は以下の通り。

指数(価格リターン)	算出開始日	算出開始日の指数値
一般消費財・サービス・セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	245.12
コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター	2018 年 4 月 30 日	234.41
生活必需品セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	260.64
エネルギー・セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	235.88
金融セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	220.20
ヘルスケア・セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	239.74
資本財・サービス・セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	226.56
素材セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	207.17
不動産セレクト・セクター	2015 年 8 月 17 日 ^B	146.86
情報技術セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	300.86
公益事業セレクト・セクター	1998 年 12 月 16 日 ^A	290.60

^A S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは 2011 年 1 月 28 日からセレクト・セクター指数の算出を開始。それ以前は、ニューヨーク証券取引所の関連会社が指数を算出。トータル・リターン・バージョンの算出開始日は 2011 年 1 月 28 日、算出開始日の指数値は 1000。

^B トータル・リターン・バージョンの算出開始日は 2015 年 8 月 17 日、算出開始日の指数値は 163.96。

指数データ

計算されるリターンのタイプ

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、定期的な現金配当の取り扱いが異なる複数のリターン・タイプの指数を計算している。定期的な現金配当の分類は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが決定する。

- 価格リターン(PR)バージョンは、定期的な現金配当の調整を行わずに計算される。
- グロス・トータル・リターン(TR)バージョンは、源泉税を考慮せずに、配当落ち日の取引終了時点で定期的な現金配当を再投資する。
- ネット・トータル・リターン(NTR)バージョンは、可能な場合、源泉税を控除した後に配当落ち日の取引終了時点で定期的な現金配当を再投資する。

配当落ち日に定期的な現金配当がない場合、3つの指数の日々のパフォーマンスは同一となる。

指数の詳細なリストについては、日々の指数水準ファイル(以下、「.SDL」という)を参照。

定期的な現金配当と特別現金配当の分類や、ネット・リターンの計算で使用される税率に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)」を参照。

リターン・タイプの計算に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「指数算出メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」を参照。

配当ポイント指数

指数算出メソドロジーなど配当ポイント指数に関する情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「指数算出メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」を参照。

指数ガバナンス

指数委員会

指数委員会が各指数を管理している。同委員会の委員は全員 S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの社員であり、フルタイムの専門家である。同委員会は月に 1 回開かれ、その度に、指数構成銘柄に影響を及ぼすかもしれない保留中のコーポレート・アクション、指数構成を市場と比較する統計、指数に追加する候補銘柄として考えられている企業、市場における重大な事象等を検討する。また、同委員会は、銘柄選定のルール、配当の取り扱い、株式数、その他の事項をカバーする指数方針を改正することもある。

株価指数に対する変更や関連事項の情報は、市場を動かし、重大なものになる可能性があるとして S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは考える。それゆえ、指数委員会の協議内容は全て機密情報である。

S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数委員会は、必要があれば、メソドロジーを適用する際に例外を設ける権利を留保する。本資料や補足資料に記載されている一般的なルールと異なる取り扱いを行う場合、お客様は可能なときはいつでも十分な通知を受け取る。

指数の日々のガバナンスや指数の維持に加え、指数委員会は 12 ヶ月間に少なくとも 1 回、メソドロジーをレビューすることで、記載されている目標を指数が引き続き達成し、データやメソドロジーが依然として有効であることを確保する。場合によっては、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは相談を実施し、外部当事者からのコメントを要請することがある。

メソドロジーの品質保証と内部調査に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「*株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)*」を参照。

指数方針

発表

S&P 500、S&P 中型株 400、S&P 小型株 600 の銘柄追加・除外は、東部標準時間の午後 5 時 15 分に発表される。プレスリリースはウェブサイト www.spglobal.com/spdji に掲載され、主な通信社に配信される。

休日スケジュール

以下の指数を除いて、米国の株式市場が開いている時には指数が算出される。

- **S&P 500 日本円(TTM)、S&P 500 上位 10 指数(TTM)(日本円)、及び S&P 500 上位 20 セレクト指数(TTM)(日本円)**:これらの指数は日本の株式市場が開いている時に算出される。
- **S&P 500(グローバル・カレンダー)(日本円)**:この指数は暦年全体を通して月曜日から金曜日まで算出される。

年間の休日スケジュールの確定版は S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのウェブサイト www.spglobal.com/spdji に掲載されている。

リバランス

指数委員会は、予定されたリバランス日またはその前後に生じる市場休日などの理由により定められたリバランス日を変更する場合がある。かかる変更については、可能な場合、適切な事前通知を以て公表される。

予定外の取引所の閉鎖

予定外の市場の閉鎖に関する情報については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)」を参照。

指数の再計算方針

指数の再計算方針に関する情報については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)」を参照。

リアルタイムの計算

リアルタイム指数が再配布されることはない。

計算及びプライシングの不備や、専門家の判断、データ階層に関する情報については、当社ウェブサイト www.spglobal.com/spdji 内の「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices)」を参照。

お問い合わせ先

指数に関する質問については、右記にお問い合わせのこと: index_services@spglobal.com

指数の配信

指数値は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのウェブサイト www.spglobal.com/spdji、指数値を提供する大手通信社(コードは以下を参照)、多数の投資関連ウェブサイト、様々な紙・電子媒体で取得できる。S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのウェブサイトは、指数に関する最近の発表やプレスリリース及び S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの代表的指数のトータルリターンの月次リリースのアーカイブも提供している。

ティッカー

以下の表は、本資料がカバーしている主要な指数のリストである。以下の指数の全てのバージョンも、本資料がカバーしている。本資料がカバーしている指数の詳細なリストについては、[S&P DJI メソッドロジー及び規制状況データベース](#)を参照のこと。

指数	BBG	ロイター
S&P 500	SPX	.SPX
S&P 中型株 400	MID	.MID
S&P 小型株 600	SML	.SML
S&P コンポジット 1500	SPR	.SPSUP
S&P 900	SPLGMID	.SPLGMID
S&P 1000	SPK	.SPMIDSM
S&P 100	OEX	.SPOEX
S&P 500 イコール・ウェイト指数	SPW	.SPXEW
S&P 500 イコール・ウェイト指数 TR	SPXEWTR	.SPXEWTR
S&P 500 イコール・ウェイト指数 NTR	SPXEWNTR	.SPXEWNTR
S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス・プラス指数	SPXEW4UP	--
S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス・プラス指数 TR	SPXEW4UT	--
S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス・プラス指数 NTR	SPXEW4UN	--
S&P 500 イコール・ウェイト一般消費財・サービス指数	S25	.SPXEW25
S&P 500 イコール・ウェイト一般消費財・サービス指数 TR	SPXEWCD	.SPXEW25TR
S&P 500 イコール・ウェイト生活必需品指数	S30	.SPXEW30
S&P 500 イコール・ウェイト生活必需品指数 TR	SPXEWCS	.SPXEW30TR
S&P 500 イコール・ウェイト・エネルギー指数	S10	.SPXEW10
S&P 500 イコール・ウェイト・エネルギー指数 TR	SPXEWEN	.SPXEW10TR
S&P 500 イコール・ウェイト・エネルギー・プラス指数	SPXEWEUP	.SPXEWEUP
S&P 500 イコール・ウェイト・エネルギー・プラス指数 TR	SPXEWEUT	.SPXEWEUT
S&P 500 イコール・ウェイト金融指数	S40	.SPXEW40
S&P 500 イコール・ウェイト金融指数 TR	SPXEWFN	.SPXEW40TR
S&P 500 イコール・ウェイトヘルスケア指数	S35	.SPXEW35
S&P 500 イコール・ウェイトヘルスケア指数 TR	SPXEWHC	.SPXEW35TR
S&P 500 イコール・ウェイト資本財・サービス指数	S20	.SPXEW20
S&P 500 イコール・ウェイト資本財・サービス指数 TR	SPXEWIN	.SPXEW20TR
S&P 500 イコール・ウェイト情報技術指数	S45	.SPXEW45
S&P 500 イコール・ウェイト情報技術指数 TR	SPXEWIT	.SPXEW45TR
S&P 500 イコール・ウェイト素材指数	S15	.SPXEW15
S&P 500 イコール・ウェイト素材指数 TR	SPXEWMA	.SPXEW15TR
S&P 500 イコール・ウェイト不動産指数	SPXEREUP	.SPXEREUP
S&P 500 イコール・ウェイト不動産指数 TR	SPXEREUT	.SPXEREUT
S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス指数	S50	.SPXEW50
S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス指数 TR	SPXEWTS	.SPXEW50TR
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業指数	S55	.SPXEW55
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業指数 TR	SPXEWUT	.SPXEW55TR

指数	BBG	ロイター
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業プラス指数	SPXEWC	.SPXEWC
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業プラス指数 TR	SPXEWCCTR	.SPXEWCCTR
S&P 中型株 400 イコール・ウェイト指数	MIDEWI	.MIDEWI
S&P 小型株 600 イコール・ウェイト指数	SMLEWI	.SMLEWI
S&P 500 上位 50 イコール・ウェイト指数	SP5T5EUP	.SP5T5EUP
S&P 100 イコール・ウェイト指数	SPOXEUP	.SPOXEUP
S&P コンポジット 1500 イコール・ウェイト指数	SPRCEWUP	--
S&P トータル・マーケット指数	SPTMI	.SPTMI
S&P コンプリーション指数	SPCMI	.SPCMI
コミュニケーション・サービス・セレクト・セクターTR	IXCTR	.IXCTR
コミュニケーション・サービス・セレクト・セクターNTR	IXCNTR	.IXCNTR
一般消費財サービス・セレクト・セクター指数	IXY	.IXY
生活必需品セレクト・セクター指数	IXR	.IXR
エネルギー・セレクト・セクター指数	IXE	.IXE
金融セレクト・セクター指数	IXM	.IXM
ヘルスケア・セレクト・セクター指数	IXV	.IXV
資本財・サービス・工業セレクト・セクター指数	IXI	.IXI2
素材セレクト・セクター指数	IXB	.IXB2
不動産セレクト・セクター指数	IXRE	.IXRE
情報技術セレクト・セクター指数	IXT	.IXT
公益事業セレクト・セクター指数	IXU	.IXU
S&P 500(コミュニケーション・サービスを除く)TR ⁴	SPXXCMUT	.SPXXCMUT
S&P 500(コミュニケーション・サービスを除く)NTR ⁴	SPXXCMUN	.SPXXCMUN
S&P 500(一般消費財・サービスを除く)	SPXXCDP	--
S&P 500(一般消費財書費財・サービスを除く)TR	SPXXCDT	--
S&P 500(生活必需品を除く)	SPXXCSP	--
S&P 500(生活必需品を除く)TR	SPXXCST	--
S&P 500(エネルギーを除く)	SPXXEGP	--
S&P 500(エネルギーを除く)TR	SPXXEGT	--
S&P 500(金融を除く)	SPXXFISP	--
S&P 500(金融を除く)TR	SPXXFIST	--
S&P 500(金融及び不動産を除く)	SPXXFINP	--
S&P 500(金融及び不動産を除く)TR	SPXXFINT	--
S&P 500(ヘルスケアを除く)	SPXXHCP	--
S&P 500(ヘルスケアを除く)TR	SPXXHCT	--
S&P 500(資本財・サービスを除く)	SPXXINDP	--
S&P 500(資本財・サービスを除く)TR	SPXXINDT	--
S&P 500(情報技術を除く)TR ⁴	SPXXTSUT	.SPXXTSUT
S&P 500(情報技術を除く)NTR ⁴	SPXXTSUN	.SPXXTSUN
S&P 500(情報技術及びコミュニケーション・サービスを除く)	SPXXTTSP	--
S&P 500(情報技術及びコミュニケーション・サービスを除く)TR	SPXXTTST	--
S&P 500(素材を除く)	SPXXMP	--
S&P 500(素材を除く)TR	SPXXMT	--
S&P 500(不動産を除く)	SPXXRETP	--
S&P 500(不動産を除く)TR	SPXXRETT	--
S&P 500(公益事業を除く)	SPXXUTIP	--
S&P 500(公益事業を除く)TR	SPXXUTIT	--
S&P 500 キャップド 35/20 コミュニケーション・サービス指数 NTR	SPSVCN	.SPSVCN

⁴ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018年9月24日に有効となる GICS 構成の下で分類されていたと想定される S&P 500 の証券に基づいて、S&P 500(コミュニケーション・サービスを除く)及び S&P 500(情報技術を除く)指数の過去履歴を遡及して算出しました。

指数	BBG	ロイター
S&P 900 銀行(産業)7/4 キャップド指数(米ドル)TR	SP9BKCUT	.SP9BKCUT
S&P 900 銀行(産業)7/4 キャップド指数(米ドル)NTR	SP9BKCUN	.SP9BKCUN
S&P 500 コミュニケーション・サービス及び情報技術指数	SPX450UP	--
S&P 500 コミュニケーション・サービス及び情報技術指数 TR	SPX450UT	--
S&P 500 コミュニケーション・サービス及び情報技術指数 NTR	SPX450UN	--
S&P 500 セクター・イコール配分指数(米ドル)	SPXSEAUP	.SPXSEAUP
S&P 500 セクター・イコール配分指数(米ドル)TR	SPXSEAUT	.SPXSEAUT
S&P 500 セクター・イコール配分指数(米ドル)NTR	SPXSEAUN	.SPXSEAUN
S&P 500 3%キャップド指数(米ドル)	SPXCW3UP	--
S&P 500 3%キャップド指数(米ドル)TR	SPXCW3UT	--
S&P 500 3%キャップド指数(米ドル)NTR	SPXCW3UN	--
S&P 500 上位 10 25%キャップド指数(米ドル)	SP5T1CUP	.SP5T1CUP
S&P 500 上位 10 25%キャップド指数(米ドル)TR	SP5T1CUT	.SP5T1CUT
S&P 500 上位 10 25%キャップド指数(米ドル)NTR	SP5T1CUN	.SP5T1CUN
S&P 500 イコール・ウェイト指数(英国時間午後 3 時) ⁵	SPXEW3GP	.SPXEW3GP
S&P 500 イコール・ウェイト指数(英国時間午後 12 時外国為替) (グローバル・カレンダー) (英ポンド)	SPXEWLGP	.SPXEWLGP
S&P 500 イコール・ウェイト英ポンド・ヘッジ指数(英国時間午後 12 時外国為替) (グローバル・カレンダー)	SPXLEHGP	.SPXLEHGP

インデックス・アラート

指数レプリケーションの完全なデータ(株式数、ティッカー、指数値やリターンのデータ等)は S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの有料サービスである「SPICE (www.spice-indices.com)」で取得できる。

指数データ

日時株価や指数データは、申し込みにより取得可能である。

商品の詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの www.spglobal.com/spdji/en/contact-us にお問い合わせのこと。

ウェブサイト

詳細は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスのウェブサイト www.spglobal.com/spdji を参照。

⁵ 2020年9月30日以前の指数履歴に関して、指数ではロンドン時間午後4時時点におけるWMRの為替レートを使用していました。特定時点における為替レートの使用が指定された指数に関して、特定時点における為替レートのデータが存在しない過去の期間については、標準的なロンドン時間午後4時時点におけるWMRの為替レートを使用することができます。

付属資料 A

過去の時価総額ガイドライン

S&P コンポジット 1500 のコンポーネント指数に関する 2007 年 7 月 18 日以降の時価総額ガイドラインは以下のとおり:

有効日 (取引終了後) ⁶	時価総額ガイドライン(米ドル)		
	S&P 500	S&P 中型株 400	S&P 小型株 600
2025 年 7 月 1 日	最低 227 億ドル	80 億ドル～227 億ドル	12 億ドル～80 億ドル
2025 年 1 月 2 日	最低 205 億ドル	74 億ドル～205 億ドル	11 億ドル～74 億ドル
2024 年 1 月 4 日	最低 180 億ドル	67 億ドル～180 億ドル	10 億ドル～67 億ドル
2024 年 1 月 2 日	最低 158 億ドル	58 億ドル～158 億ドル	9 億ドル～58 億ドル
2023 年 7 月 5 日	最低 145 億ドル	52 億ドル～145 億ドル	8 億 5,000 万ドル～52 億ドル
2023 年 1 月 4 日	最低 127 億ドル	46 億ドル～127 億ドル	7 億 5,000 万ドル～46 億ドル
2022 年 3 月 4 日	最低 146 億ドル	37 億ドル～146 億ドル	8 億 5,000 万ドル～37 億ドル
2021 年 6 月 3 日	最低 131 億ドル	36 億ドル～131 億ドル	8 億 5,000 万ドル～36 億ドル
2021 年 3 月 17 日	最低 118 億ドル	33 億ドル～118 億ドル	7 億 5,000 万ドル～33 億ドル
2020 年 12 月 8 日	最低 98 億ドル	32 億ドル～98 億ドル	7 億ドル～32 億ドル
2019 年 2 月 20 日	最低 82 億ドル	24 億ドル～82 億ドル	6 億ドル～24 億ドル
2017 年 3 月 10 日	最低 61 億ドル	16 億ドル～68 億ドル	4 億 5,000 万ドル～21 億ドル
2014 年 7 月 16 日	最低 53 億ドル	14 億ドル～59 億ドル	4 億ドル～18 億ドル
2013 年 6 月 19 日	最低 46 億ドル	12 億ドル～51 億ドル	3 億 5,000 万ドル～16 億ドル
2011 年 2 月 16 日	最低 40 億ドル	10 億ドル～44 億ドル	3 億ドル～14 億ドル
2009 年 12 月 9 日	最低 35 億ドル	8 億 5,000 万ドル～38 億ドル	2 億 5,000 万ドル～12 億ドル
2008 年 12 月 18 日	最低 30 億ドル	7 億 5,000 万ドル～33 億ドル	2 億ドル～10 億ドル
2008 年 9 月 25 日	最低 40 億ドル	10 億ドル～45 億ドル	2 億 5,000 万ドル～15 億ドル
2007 年 7 月 18 日	最低 50 億ドル	15 億ドル～55 億ドル	3 億ドル～20 億ドル

⁶ 2019 年 5 月 1 日を以て、証券レベルの FMC は、それぞれの指数における企業全体レベルの最低修正前時価総額基準の少なくとも 50% である必要があります。

付属資料 B

特定の派生指数の指数構築及びウェイト付け

S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数

指数構築: S&P 500 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数はそれぞれの GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数	GICS セクター分類
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% コミュニケーション・サービス指数	コミュニケーション・サービス(GICS コード 50) ⁷
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 一般消費財・サービス指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 生活必需品指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% エネルギー指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 金融指数	金融 (GICS コード 40)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% ヘルスケア指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 資本財・サービス指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 素材指数	素材 (GICS コード 15)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 不動産指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% テクノロジー指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 公益事業指数	公益事業 (GICS コード 55)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

四半期中に新たな銘柄が追加される場合、その銘柄は、関連するセレクト・セクター・キャップド 20% 指数にも追加される。その際には、関連する指数において現時点で最大の調整可能ウェイト・ファクター(AWF)を用いて追加される。

加重: 各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。見直しのために、同指数は四半期ごとにリバランスされ、以下の手順に従い 3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日の取引終了後に行われる。

1. リバランス基準日は 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日。
2. リバランス基準日に反映される株価(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC でウェイト付けされる。
3. ウェイトが 19%を超える企業がある場合には、同企業のウェイトは 19%が上限となる。上限は、1%のバッファを残すために 19%に設定される。基準日がリバランス有効日の 1 週間前であるため、このバッファにより、リバランス有効日に 20%を超える企業が存在する可能性が抑えられる。
4. 超過ウェイトは全て、関連する S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数内で上限に達しなかった全ての企業に比例的に再配分される。

⁷ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018 年 9 月 24 日に有効となる今回の新しい構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 として分類されていたと想定される証券に基づいて、S&P セレクト・セクター・キャップド 20% コミュニケーション・サービス指数の過去履歴を遡及して算出しました。

5. 再配分後、ウェイトが 19%を超える企業がある場合には、19%の上限を超える企業が全くなくなるまで、このプロセスは何度も繰り返される。
6. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランスの 1 週間前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数のセクションを参照。

S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日の FMC に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に残る。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。

S&P セレクト・セクター・日次キャップド 35/20 指数

指数構築: S&P 500 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数はそれぞれの GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	GICS 分類
S&P コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数 ⁸	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)
S&P 一般消費財・サービス・セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	一般消費財・サービス(GICS コード 25)
S&P 生活必需品セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P エネルギー・セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 金融セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	金融 (GICS コード 40)
S&P ヘルスケア・セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 資本財・サービス・セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 素材セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 不動産セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P テクノロジー・セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 公益事業セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数	公益事業 (GICS コード 55)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの GICS メソドロジー資料を参照。

指数構成は、S&P 500 における各 GICS セクターの構成と同じである。S&P 500 における関連する GICS セクターにおいて、構成銘柄の変更が行われた際には、S&P セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数においても構成銘柄の変更が行われる。再加重有効日以外に銘柄が追加される場合、その銘柄は、関連する S&P セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数にも追加される。その際には、調整可能ウェイト・ファクター(AWF)を 1 とし追加される。

加重:各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。キャッピングの目的で、それぞれの指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の営業時間終了後に実施される。また、指数は各企業のキャップド時価総額ウェイトに基づき日々見直される。日々のキャッピングは、最大の指数終値ウェイトが35%を超えたとき、または2番目に大きな指数終値ウェイトが20%を超えたときのみ行われる。四半期ごとのキャッピングの基準日は、3月、6月、9月、及び12月の第2金曜日の直前の水曜日であり、変更は翌金曜日の取引終了後に有効となる。

日々のキャッピングが必要な場合、S&P DJI は日々のウェイト上限を超えた営業日の取引終了後に配信されるプロフォーマ・ファイルにおいて変更を発表し、基準日は同じ営業日の取引終了後となる。また、変更は次の取引日の取引終了後に有効となる。キャッピングは日々見直されるが、指数で毎日キャッピングが行われるとは限らない。定期的に生じる四半期毎のキャッピング・ウィンドウ期間中に日々のキャッピングが必要となった場合、影響を受ける指数は、通常通りの日々のキャッピング手順に従ってキャッピングが行われ、変更は次の取引日の取引終了後に有効となる。ただし、過去の四半期毎の参照日に割り当てられた AWF は引き続き利用され、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の営業時間終了後に有効となり、四半期毎の株数及び浮動株修正係数

⁸ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018年9月24日に有効となる今回の新しい構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 とし分類されていたと想定される証券に基づいて、S&P コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数の過去履歴を遡及して算出しました。

(IWF)のアップデートに適用される。日次のプロフォーマ・ファイル(*PRO.SDC)は、四半期毎のキャッピングによる結果を示す。

四半期毎のリバランス月の最終営業日の2営業日前において、その日の終値(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)及びリバランス発効日時点において新たに割り当てられた四半期毎の株数、IWF、AWFを使用して、指数が日々のキャッピング要件に違反した場合、指数はその日の終値を使用して再びキャッピングを行う。もともと割り当てられていたAWFに代わり、新たなAWFが利用される。新たなAWFは、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の営業時間終了後も有効となる。以前に行われたキャッピングは取引終了時点で有効となるため、日々のキャッピングを必要とする指数は翌営業日には評価されない。四半期ごと及び日々のキャッピングのプロセスは、次の手順に従って行われる。

1. リバランス基準日に反映される株価(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWFを用いて、各企業がFMCでウェイト付けされる。ウェイト修正は以下の通り行う。
2. 最大ウェイトを有する企業のウェイトが33%を超えた場合、同企業のFMCウェイトの上限を33%に定め、2%のバッファを設ける。
3. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業に比例的に再配分される。
4. 2番目に大きなウェイトを有する企業のウェイトが19%を超えた場合、指数は同企業のFMCウェイトの上限を19%に定め、1%のバッファを設ける。ステップ2の後に、最大ウェイトを有する企業のウェイトが33%を超えていない場合、指数はそれ以上の上限を適用することではなく、その企業はFMCにより加重される。
5. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業に比例的に再配分される。
6. 再配分後、最大ウェイトを有する企業のウェイトが33%を超えない、また、2番目にウェイトが大きい企業のウェイトが19%を超えなくなるまで、ステップ2からステップ5までのプロセスが何度も繰り返される。
7. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株数は、リバランス日の株価に基づいて割り当てられているため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは、それらのウェイトとは若干異なることになる。

指数の算出メソッドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソッドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数 (Capped Market Capitalization Weighted Indices) のセクションを参照。

S&P セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合があります。最大ウェイト・キャッピングは、企業のFMCに基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日のFMC額に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立のFMCで指数に残る。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソッドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。

S&P セレクト・セクター15/60 キャップド指数

指数構築: S&P 500 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数はそれぞれの GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P セレクト・セクター15/60 キャップド指数	GICS 分類
S&P コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター15/60 キャップド指数 ⁹	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)
S&P 一般消費財・サービス・セレクト・セクター15/60 キャップド指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 生活必需品セレクト・セクター15/60 キャップド指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P エネルギー・セレクト・セクター15/60 キャップド指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 金融セレクト・セクター15/60 キャップド指数	金融 (GICS コード 40)
S&P ヘルスケア・セレクト・セクター15/60 キャップド指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 資本財・サービス・セレクト・セクター15/60 キャップド指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 素材セレクト・セクター15/60 キャップド指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 不動産セレクト・セクター15/60 キャップド指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 情報技術セレクト・セクター15/60 キャップド指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 公益事業セレクト・セクター15/60 キャップド指数	公益事業 (GICS コード 55)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

指数構成は、S&P 500 における各 GICS セクターの構成と同じである。S&P 500 における関連する GICS セクターにおいて、構成銘柄の変更が行われた際には、S&P セレクト・セクター15/60 キャップド指数においても構成銘柄の変更が行われる。再加重有効日以外に銘柄が追加される場合、その銘柄は、1 のウェイト・ファクター (AWF) を用いて、関連する S&P セレクト・セクター15/60 キャップド指数にも追加される。

加重: 各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。キャッピングの目的で、各指数は以下の手順を用いて四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の営業時間終了後に実施される。

1. リバランス参照日は3月、6月、9月、及び12月の第2金曜日の直前の水曜日。
2. リバランス基準日に反映される株価(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。
3. 最大ウェイトを有する企業のウェイトが 14% を超えた場合、同企業の FMC ウェイトの上限を 14% に定め、1% のバッファを設ける。
4. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業に比例的に再配分される。
5. 再配分後、企業のウェイトが 14% を超えなくなるまで、ステップ 3 及びステップ 4 のプロセスが何度も繰り返される。
6. 時価総額上位 5 社の合計ウェイトは、指数全体のウェイトの 55% を超えてはならない。ここでは 5% のバッファを設ける。
7. ステップ 5 の後に、5 つ以上の企業が 14% の上限に達した場合、FMC で上位 5 社が選択される。

⁹ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018年9月24日に有効となる今回の新しい構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 として分類されていたと想定される証券に基づいて、S&P コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター15/60 キャップド指数の過去履歴を遡及して算出しました。

8. ステップ 6 のルールに違反した場合、時価総額上位 5 社の累積ウェイトは 55%に引き下げられ、時価総額上位 5 社間の相対割合は維持される。
9. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業(指数の残りの企業)に、比例的に再配分される。
10. 指数の残りの企業のウェイトは、ステップ 8 における時価総額が 5 番目に大きい企業のウェイトを超えることはできない。
11. ステップ 10 のルールに違反した場合、指数の残りの企業の中で時価総額が最大の企業のウェイトは、ステップ 8 における時価総額が 5 番目に大きい企業のウェイトが上限となる。
12. 超過ウェイトは全て、指数の残りの企業の中で上限に達しなかった全ての企業に比例的に再配分される。
13. 再配分後、指数の残りの企業のウェイトが、ステップ 9 における時価総額が 5 番目に大きい企業のウェイトを超えなくなるまで、ステップ 11 及びステップ 12 のプロセスが何度も繰り返される。
14. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株数は、リバランス日の株価に基づいて割り当てられているため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは、それらのウェイトとは若干異なることになる。
15. 上記のステップを踏んだ後でも実行可能なソリューションが得られない場合、指数は浮動株調整後時価総額方式を採用する。

指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数 (Capped Market Capitalization Weighted Indices) のセクションを参照。

S&P セレクト・セクター15/60 キャップド指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日の FMC 額に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に残る。

S&P セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数

指数の構築: S&P 500 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。以下の表の各指数はそれぞれの GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	GICS 分類
S&P コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50) ¹⁰
S&P 一般消費財・サービス・セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 生活必需品セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P エネルギー・セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 金融セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	金融 (GICS コード 40)
S&P ヘルスケア・セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 資本財・サービス・セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 素材セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 不動産セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 情報技術セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 公益事業セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数	公益事業 (GICS コード 55)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

指数構成は、S&P 500 における各 GICS セクターの構成と同じである。S&P 500 における関連する GICS セクターにおいて、構成銘柄の変更が行われた際には、S&P セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数においても構成銘柄の変更が行われる。指数の銘柄数が 25 を下回った場合、指数には補充企業も追加される。再加重有効日以外に銘柄が追加される場合、その銘柄は、1 のウェイト・ファクター (AWF) を用いて、関連する S&P セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数にも追加される。

四半期ごとのリバランス時点で、関連する S&P セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数に採用される企業が 25 社未満の場合、25 社の最低水準に達するまで、S&P 中型株 400 指数の適格 GICS セクター内で最も FMC の大きな企業がこの指数に補充される。四半期中において、S&P 500 の適格 GICS セクターに銘柄が追加され、結果としてこの指数が必要な最低銘柄数に達した場合、これらの補充企業は次回の四半期ごとのリバランス時点まで指数にとどまり、その時点で補充企業のレビューが行われる。補充銘柄が必要となり、少なくとも 1 つの補充銘柄が現在の構成銘柄である場合、追加される補充銘柄は、置き換えられる補充銘柄の 1.2 倍以上の FMC を有する必要がある。これは指数の売買回転率を低く抑えるためのバッファーであり、このバッファーは四半期ごとのリバランス時点で適用される。

各補充銘柄が追加されるごとに、置き換えられる補充銘柄の FMC に対してバッファーの評価を行う。例えば、FMC で最大の指数以外の補充銘柄は、FMC で最小の指数の補充構成銘柄に対して評価される。FMC で 2 番目に大きな指数以外の補充銘柄は、FMC で 2 番目に小さな指数の補充構成銘柄に対して評価される。このプロセスは、補充による追加がバッファーを超えないようになるまで繰り返される。

加重: 各指数はキャップド時価総額加重方式を採用しており、構成銘柄数は少なくとも 25 銘柄である必要がある。再ウェイト付けを目的に、同指数は四半期ごとにリバランスされ、3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日の取引終了後に行われる。リバランス参照日はそれぞれ 3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。ウェイト付けプロセスは以下の通り:

¹⁰ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018 年 9 月 24 日に有効となる今回の新しい構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 として分類されていたと想定される証券に基づいて、コミュニケーション・サービス・セレクト・セクター指数の過去履歴を遡及して算出しました。

1. リバランス基準日に反映される株価(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC でウェイト付けされる。
2. 最大ウェイトを有する企業のウェイトが 14%を超えた場合、同企業の FMC ウェイトの上限を 14%に定め(1%のバッファを設ける)、超過ウェイトは、指数において上限に達しなかった残りの企業に比例的に再配分される。このプロセスは、ウェイトが 14%を超える企業がなくなるまで何度も繰り返される。
3. ステップ 2 の後に、5 つ以上の企業が 14%の上限に達した場合、FMC で上位 5 社が選択される。
4. 時価総額上位 5 社の合計ウェイトは、指数全体のウェイトの 35%を超えてはならない(5%のバッファを設ける)。これに違反した場合、上位 5 社の累積ウェイトの上限は 35%に設定され(時価総額上位 5 社間の相対割合は維持される)、超過ウェイトは、指数の残りの企業に比例的に再配分される。
5. 残りの企業のウェイトは、ステップ 4 における時価総額が 5 番目に大きい企業のウェイトを超えることはできない。これに違反した場合、残りの企業の中で時価総額が最大の企業のウェイトの上限は、ステップ 4 における時価総額が 5 番目に大きい企業のウェイトが上限となり、超過ウェイトは、上限に達しなかった残りの企業に比例的に再配分される。このプロセスは、残りの企業の中でステップ 4 における時価総額が 5 番目に大きい企業のウェイトを超える企業がなくなるまで何度も繰り返される。
6. ステップ 5 の後に、残りの全ての企業が、時価総額が 5 番目に大きい企業と同じウェイトに達し、超過ウェイトの 100%が配分されていない場合、残りの超過ウェイトは、残りの全ての構成銘柄(つまり、ステップ 4 における上位 5 社以外の企業)の間で均等に配分される。この時点で、指数における上位 5 社以外の全ての企業は均等に加重され、時価総額が 5 番目に大きい企業よりも大きなウェイトとなる。
7. ステップ 4 における上位 5 社のいずれのウェイトも、残りの企業のウェイトを下回ることはできない。このルールに違反した場合、ステップ 4 における上位 5 社の中でウェイトが最も小さい企業は、残りの企業(つまり、上位 5 社以外の企業)のウェイトが下限となる。
8. 全てのウェイト追加は、上位 5 社の中で下限に達していない企業から按分して控除される。このプロセスは、上位 5 社の中で、残りの企業ウェイトを下回る企業がなくなるまで何度も繰り返される。
9. 6 月または 12 月の最終営業日の 2 日前に、企業が 15%以上のウェイトを有する場合、または上位 5 社のウェイトの合計が 40%を超える場合、二次的なリバランスが必要となり、リバランス有効日は、その月の最終営業日の市場終了後となる。二次的なリバランスでは、6 月または 12 月の最終営業日の 2 日前時点の終値や、リバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式残高、及び IWF を使用する。

指数の算出メソッドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソッドロジー(S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数(Capped Market Capitalization Weighted Indices)のセクションを参照。

S&P セレクト・セクター15/40 プラス・キャップド指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合があります。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日の FMC に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に残る。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソッドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。

S&P 500 消費者セレクト 15/60 指数

指数ユニバース: 各リバランス時点で、指数ユニバースは S&P 500 一般消費財・サービス・セレクト・セクター指数または S&P 500 生活必需品セレクト・セクター指数の全ての構成銘柄から構成されている。

指数の構築: 各リバランス時点で、指数ユニバースの企業を FMC の大きい順にランク付けし、上位 50 銘柄を指数の採用銘柄として選択する。ただし、以下の規定に従うものとする:

1. 上位 45 銘柄については自動的に選択する。
2. 目標企業数に達するまで、上位 55 社にランク付けされている既存の構成銘柄を選択する。
3. この時点で目標企業数に達していない場合、目標企業数に達するまで、上位の非構成銘柄を選択する。

構成銘柄のウェイト付け: 各リバランス時点で、以下に従って構成銘柄のウェイトを設定する:

1. リバランス参照日は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。
2. リバランス参照日時点の価格(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。
3. 最大ウェイトを有する企業のウェイトが 14%を超えた場合、同企業の FMC ウェイトの上限を 14%に定め、1%のバッファを設ける。
4. 超過ウェイトは全て、指数において上限に達しなかった企業に比例的に再配分される。
5. 再配分後、14%の上限を超える企業がなくなるまで、ステップ 3 及びステップ 4 のプロセスが何度も繰り返される。
6. 時価総額上位 5 社の合計ウェイトは、指数全体のウェイトの 55%を超えてはならない。ここでは 5%のバッファを設ける。
7. ステップ 5 の後に、5 つ以上の企業が 14%の上限に達した場合、FMC で上位 5 社が選択される。
8. ステップ 6 のルールに違反した場合、時価総額上位 5 社の累積ウェイトの上限は 55%に設定される一方、これらの企業間の相対ウェイト割合は維持される。
9. 超過ウェイトは全て、上限に達しなかった構成銘柄に比例的に再配分される。
10. 残りの構成企業のウェイトは、ステップ 8 における時価総額が最も小さい企業のウェイトを超えることはできない。
11. ステップ 10 に違反した場合、残りの企業の中で時価総額が最大の企業のウェイトの上限は、ステップ 8 における時価総額が最も小さい企業のウェイトに設定される。
12. 超過ウェイトは全て、指数の残りの企業の中で上限に達しなかった全ての企業に比例的に再配分される。
13. 再配分後、ステップ 8 における時価総額が最も小さい企業のウェイトを超える企業がなくなるまで、ステップ 11 及びステップ 12 のプロセスが何度も繰り返される。
14. 上記のステップを踏んだ後でも実行可能なソリューションが得られない場合、指数は浮動株調整後時価総額方式を採用する。

指数の算出に関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数 (Capped Market Capitalization Weighted Indices) のセクションを参照。

複数シェア・クラス: 全ての上場シェア・クラス・ラインは指数への採用に適格である。ただし、適格基準を満たす必要がある。複数シェア・クラスの取り扱いに関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)」の「複数シェア・クラス」セクション内のアプローチ A を参照。

S&P 500 消費者セレクト 15/60 指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日の FMC 額に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に残る。

指数の維持: 全ての指数調整やコーポレート・アクションの扱いは原指数に従う。

リバランス: 指数は四半期ごとにリバランスされ、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は 3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。ウェイト付けプロセスにおいて用いられる株価は参照日時点のものであるが、構成銘柄、発行済み株数、及び IWF はリバランス有効日時点のものとなる。指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株式総額は、参照日の株価に基づいて割り当てられたため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは算出されたウェイトとは若干異なることになる。

追加: スピンオフを除いて、各リバランスの間に追加が行われることはない。スピンオフは原指数の扱いに従う。

除外: 指数ユニバースから除外された構成銘柄は指数からも同時に除外される。例えば、企業が S&P 500 から除外された場合、または企業の GICS セクター分類が変更された場合には指数からも除外される可能性がある。

GICS における再分類: GICS における構成企業の再分類に伴う変更は、原指数における分類変更と同時にされる。

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

S&P 500 キャップド 35/20 指数

指数構築: S&P 500 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数はそれぞれの GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P 500 キャップド 35/20 指数	GICS 分類
S&P 500 キャップド 35/20 コミュニケーション・サービス指数	コミュニケーション・サービス(GICS コード 50) ¹¹
S&P 500 キャップド 35/20 一般消費財・サービス指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 500 キャップド 35/20 生活必需品指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P 500 キャップド 35/20 エネルギー指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 500 キャップド 35/20 金融指数	金融 (GICS コード 40)
S&P 500 キャップド 35/20 ヘルスケア指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 500 キャップド 35/20 資本財・サービス指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 500 キャップド 35/20 情報技術指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 500 キャップド 35/20 素材指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 500 キャップド 35/20 不動産指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 500 キャップド 35/20 公益事業指数	公益事業 (GICS コード 55)
S&P 500 キャップド 35/20 公益事業及び電気通信サービス指数	公益事業 (GICS コード 55) 電気通信サービス (GICS コード 5010)
S&P 500 キャップド 35/20 銀行及び各種金融セレクト指数	地方銀行 (GICS コード: 40101015) 都市銀行 (GICS コード: 40101010) 資産運用会社・資産管理銀行 (GICS コード: 40203010) 消費者金融 (GICS コード: 40202010) 投資銀行・証券会社 (GICS コード: 40203020)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

指数構成は、S&P 500 における各 GICS セクターの構成と同じである。S&P 500 における関連する GICS セクターにおいて、構成銘柄の変更が行われた際には、S&P 500 キャップド 35/20 指数においても構成銘柄の変更が行われる。再加重有効日以外に銘柄が追加される場合、その銘柄は、関連する S&P 500 キャップド 35/20 指数にも追加される。その際には、関連する指数において現時点で最大の調整可能ウェイト・ファクター(AWF)を用いて追加される。

構成銘柄のウェイト付け

- 四半期ごとのリバランス:** 各指数は各リバランス時点でキャップド時価総額加重方式を採用している。ただし、最大構成銘柄のウェイトを 31.5%、または 2 番目に大きな構成銘柄のウェイトを 18%とする上限が適用される。キャッピングの目的で、同指数は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日時点の参照株価を用いて、四半期ごとにリバランスされ、各四半期の第 3 金曜日の取引終了後に有効となる。
- 月次のキャッピング・チェック:** 四半期ごとのリバランス時点でのキャッピングに加え、各指数は、参照ウェイトとして各月の第 3 金曜日の直前の水曜日のウェイトを用いて、毎月ウェイトの見直しを行い、最大構成銘柄のウェイトを 35%、または 2 番目に大きな構成銘柄の指数ウェイトを 20%とする上限を超える構成銘柄がないことを確認する。再ウェイト付けは、第 3 金曜日の取引終了時点で有効となり、リバランス有効日時点での該当するコーポレート・アクション、構成銘柄、発行済み株数、IWF に応じて調整される。四半期ごとのリバランス(3 月、6 月、9 月、12 月)を含む月において月次のキャッピングが必要となる場合、この計算

¹¹ S&P DJI では、2018 年 9 月 24 日に有効となる構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 の一部として分類されていたと想定される証券に基づいて、S&P 500 キャップド 35/20 コミュニケーション・サービス指数の過去履歴を遡及して算出しました。

には、リバランス日時点で有効となる四半期ごとに新たに割り当てられた株数、IWF、及び AWF が用いられる。

- **二次的なキャッピング・チェック:**最後に、各指数は、毎月の最終営業日の 3 営業日前に二次的なキャッピング・チェックを実施し、最大構成銘柄のウェイトを 35%、または 2 番目に大きな構成銘柄のウェイトを 20% とする上限を超過していないことを確認する。いずれかの月の最終営業日の 3 営業日前にこれらのウェイト上限を超過していた場合、この指数では構成銘柄の再ウェイト付けを行い、その月の最終営業日の取引終了後に有効となる。再ウェイト付けのプロセスでは、当月の最終営業日の 3 営業日前時点におけるキャップド指数ウェイトを用いて、再ウェイト付け有効日時点の AWF、構成銘柄、発行済株数、及び IWF を算出する¹²。

四半期ごと及び月次のキャッピングは、シナリオ表のシナリオに基づき、必要に応じて各指数に対して実施される¹³。

¹² 2026 年 2 月 3 日以前の期間について、各指数のウェイトは二次的なキャッピング・テストの対象には含まれていませんでした。

¹³ また、2026 年 2 月 3 日以前の期間について、各指数は、キャップド時価総額ウェイトに基づき、その他すべての月の第 2 金曜日の直前の水曜日にレビューされました。キャッピング参照日は、再ウェイト付けの各月の第 2 金曜日の直前の水曜日でした。

シナリオ	手順
1. 指数内の少なくとも 1 企業の FMC ウェイトが 31.5%を超えている。	<ol style="list-style-type: none"> 最大のウェイトを有する企業は 31.5%に上限が定められる。超過ウェイトは全て指数内の上限が設定されていない残りの企業に比例再配分される。 上限が設定されていない残りの企業のいずれかのウェイトが 18%を超える場合、そのウェイトは 18%に上限が定められ、超過ウェイトは上限が設定されていない残りの全ての企業に比例再配分される。 手順 2 は上限が設定されていない企業のウェイトが全て 18%以内になるまで繰り返される。
2. 複数の企業のウェイトが 18%を超えているが、最大のウェイトを有する企業が 31.5%を超えていない。	<ol style="list-style-type: none"> 最大のウェイトを有する企業はその FMC ウェイトに上限が定められる。 上限が設定されていない残りの企業のいずれかのウェイトが 18%を超える場合、そのウェイトは 18%に上限が定められ、超過ウェイトは指数内の上限が設定されていない残りの全ての企業に比例再配分される。 手順 2 は上限が設定されていない企業のウェイトが全て 18%以内になるまで繰り返される。

上記の各シナリオにおいて、指数の株数総額は目標ウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株数はリバランスの 1 週間前の価格に基づいて割り当てられるため、リバランス時の各構成銘柄の実際のウェイトは、価格の変動により目標ウェイトと異なる場合がある。

指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数のセクションを参照。

S&P 500 キャップド 35/20 セクター指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラス企業については、リバランス基準日の FMC に比例して各シェア・クラス・ラインにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に留まる。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。

S&P 中型株 400 キャップド・セクター指数

指数構築: S&P 中型株 400 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数は GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P 中型株 400 キャップド・セクター指数	GICS セクター分類
S&P 中型株 400 キャップド一般消費財・サービス(セクター)指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 中型株 400 キャップド生活必需品(セクター)指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P 中型株 400 キャップドエネルギー(セクター)指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 中型株 400 キャップド金融(セクター)指数	金融 (GICS コード 40)
S&P 中型株 400 キャップド金融及び不動産(セクター)指数	金融 (GICS コード 40) 不動産 (GICS コード 60)
S&P 中型株 400 キャップドヘルスケア(セクター)指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 中型株 400 キャップド資本財・サービス(セクター)指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 中型株 400 キャップド情報技術(セクター)指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 中型株 400 キャップド素材(セクター)指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 中型株 400 キャップド不動産(セクター)指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 中型株 400 キャップド公益事業及びコミュニケーション・サービス(セクター)指数 ¹⁴	公益事業 (GICS コード 55) コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

四半期中に新たな銘柄が追加される場合、その銘柄は、関連する S&P 中型株 400 キャップド・セクター指数にも追加される。その際には、関連する指数において現時点で最大の調整可能ウェイト・ファクター (AWF) を用いて追加される。

指数における最大の調整可能ウェイト・ファクター (AWF) が、複数の指数構成銘柄の間で異なる場合、新たに追加される銘柄は、追加が発表された日付の終値を用いて、仮説に基づくリバランスにおける指数の株式総額と同じ額で指数に追加される。このように、加重が同じ場合には、指数における全ての構成銘柄の株式総額は一定のみである。

加重: 各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。再加重を目的に、同指数は四半期ごとにリバランスされ、以下の手順に従い 3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日の取引終了後に行われる:

1. リバランス基準日は 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日。
2. リバランス基準日に反映された価格 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。
3. ウェイトが 22.5% を超える企業がある場合には、同企業のウェイトは 22.5% を上限に定められる。これは上限の 25% までにバッファを残すよう設定されている。
4. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった全ての企業に比例的に再配分される。
5. 再配分後、ウェイトが 22.5% を超える企業がある場合には、22.5% の上限を超える企業が全くなくなるまで、このプロセスは何度も繰り返される。

¹⁴ これは、公式の GICS セクターを若干変更したものであり、指数のこのサブセットでは、公益事業セクターとコミュニケーション・サービス・セクターを 1 つのセクターにまとめています。

6. ウェイトが 4.5%を超える企業の合計ウェイトは、全ウェイトの 45%を超えてはならない。これらは、それぞれ 5%と 50%までにバッファを残すよう設定されている。
7. ステップ 6 のルールに反する場合は、全ての企業をウェイトの大きい順に並べ、45%上限を超える要因となる最もウェイトの低い企業を特定する。同企業のウェイトは、4.5%のウェイトに下げられる。
8. この超過ウェイトは、ウェイトが 4.5%未満の全ての企業に、比例的に再配分される。ウェイトを受ける銘柄は 4.5%の上限を超えることはできない。このプロセスは、ステップ 6 のルールが満たされるまで、または全ての銘柄のウェイトが 4.5%以上になるまで何度も繰り返される。依然としてステップ 6 のルールに反し、全ての銘柄のウェイトが 4.5%以上の場合、45%上限を超える要因となる最もウェイトの低い企業を特定する。同企業のウェイトは、4.5%のウェイトに下げられる。
9. この超過ウェイトは、4.5%以上のウェイトの全ての企業に、比例的に再配分される。ウェイトを受ける銘柄は 22.5%の株式上限を超えることはできない。このプロセスは、ステップ 6 のルールが満たされるまで何度も繰り返される。
10. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各企業に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランスの 1 週間前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各企業の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

指数の企業数によりキャッピング・ルールの緩和が必要となる場合がある。従う手順の概要については必要に応じて以下の表を参照。各後列は前列のウェイト・キャップの緩和を示している。

構成銘柄数	単一企業のウェイト・キャップ ¹⁵	企業の合計ウェイト・キャッピングの基準値 ¹⁶	企業の合計ウェイト・キャッピング ⁹
12-14	25.0%	5.0%	50%
11	27.5%	5.5%	55%
9-10	30.0%	6.0%	60%
8	32.5%	6.5%	65%
7	35.0%	7.0%	70%
6	37.5%	7.5%	75%
5	40.0%	8.0%	80%
4	42.5%	8.5%	85%
3	50.0%	9.5%	95%

指数の算出メソッドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソッドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数のセクションを参照。

S&P 中型株 400 キャップド・セクター指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日の FMC に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に留まる。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソッドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。

¹⁵ 各個別企業のウェイトは、単一企業のウェイト・キャップによって制限される。

¹⁶ 企業の合計ウェイト・キャッピングの基準値を超えるウェイトを持つ全ての企業の合計ウェイトは、企業の合計ウェイト・キャップによって制限される。

S&P 小型株 600 キャップド・セクター指数

指数構築: S&P 小型株 600 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数は GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P 小型株 600 キャップド・セクター指数	GICS セクター分類
S&P 小型株 600 キャップド一般消費財・サービス(セクター)指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 小型株 600 キャップド生活必需品(セクター)指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P 小型株 600 キャップドエネルギー(セクター)指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 小型株 600 キャップド金融(セクター)指数	金融 (GICS コード 40)
S&P 小型株 600 キャップド金融及び不動産(セクター)指数	金融 (GICS コード 40) 不動産 (GICS コード 60)
S&P 小型株 600 キャップドヘルスケア(セクター)指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 小型株 600 キャップド資本財・サービス(セクター)指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 小型株 600 キャップド情報技術(セクター)指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 小型株 600 キャップド素材(セクター)指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 小型株 600 キャップド不動産(セクター)指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 小型株 600 キャップド公益事業及びコミュニケーション・サービス(セクター)指数 ¹⁷	公益事業 (GICS コード 55) コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)

GICS に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「GICS メソドロジー (GICS Methodology)」を参照。

四半期中に新たな銘柄が追加される場合、その銘柄は、関連する S&P 小型株 600 キャップド・セクター指数にも追加される。その際には、関連する指数において現時点で最大の調整可能ウェイト・ファクター(AWF)を用いて追加される。

指数における最大の調整可能ウェイト・ファクター(AWF)が、複数の指数構成銘柄の間で異なる場合、新たに追加される銘柄は、追加が発表された日付の終値を用いて、仮説に基づくリバランスにおける指数の株数と同じ指数の株数で指数に追加される。

加重: 各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。再ウェイト付けを目的に、同指数は四半期ごとにリバランスされ、以下の手順に従い 3 月、6 月、9 月、12 月の第 3 金曜日の取引終了後に行われる:

1. リバランス基準日は 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日。
2. リバランス基準日に反映された価格(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。
3. ウェイトが 22.5%を超える企業がある場合には、同企業のウェイトは 22.5%を上限に定められる。これは上限の 25%までにバッファーを残すよう設定されている。
4. 超過ウェイトは全て、関連するセレクト・セクター・キャップド指数内で上限に達しなかった全ての企業に、比例的に再配分される。
5. 再配分後、ウェイトが 22.5%を超える企業がある場合には、22.5%の上限を超える企業が全くなくなるま

¹⁷ これは、公式の GICS セクターを若干変更したものであり、指数のこのサブセットでは、公益事業セクターとコミュニケーション・サービス・セクターを 1 つのセクターにまとめています。

で、このプロセスは何度も繰り返される。

6. ウェイトが 4.5%を超える企業の合計ウェイトは、全ウェイトの 45%を超えてはならない。これらは、それぞれ 5%と 50%までにバッファを残すよう設定されている。
7. ステップ 6 のルールに反する場合は、全ての企業をウェイトの大きい順に並べ、45%上限を超える要因となる最もウェイトの低い企業を特定する。同企業のウェイトは、4.5%のウェイトに下げられる。
8. この超過ウェイトは、ウェイトが 4.5%未満の全ての企業に、比例的に再配分される。ウェイトを受ける銘柄は 4.5%の上限を超えることはできない。このプロセスは、ステップ 6 のルールが満たされるまで、または全ての銘柄のウェイトが 4.5%以上になるまで何度も繰り返される。依然としてステップ 6 のルールに反し、全ての銘柄のウェイトが 4.5%以上の場合、45%上限を超える要因となる最もウェイトの低い企業を特定する。同企業のウェイトは、4.5%のウェイトに下げられる。
9. この超過ウェイトは、4.5%以上のウェイトの全ての企業に、比例的に再配分される。ウェイトを受ける銘柄は 22.5%の株式上限を超えることはできない。このプロセスは、ステップ 6 のルールが満たされるまで何度も繰り返される。
10. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各企業に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランスの 1 週間前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各企業の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

指数の企業数によりキャッピング・ルールの緩和が必要となる場合がある。従う手順の概要については必要に応じて以下の表を参照。各後列は前列のウェイト・キャップの緩和を示している。

構成銘柄数	単一企業のウェイト・キャップ ¹⁸	企業の合計ウェイト・キャッピングの基準値 ¹⁹	企業の合計ウェイト・キャッピング ¹²
12-14	25.0%	5.0%	50%
11	27.5%	5.5%	55%
9-10	30.0%	6.0%	60%
8	32.5%	6.5%	65%
7	35.0%	7.0%	70%
6	37.5%	7.5%	75%
5	40.0%	8.0%	80%
4	42.5%	8.5%	85%
3	50.0%	9.5%	95%

指数の算出メソッドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソッドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数のセクションを参照。

S&P 小型株 600 キャップド・セクター指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する場合がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日の FMC に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立の FMC で指数に留まる。

¹⁸ 各個別企業のウェイトは、単一企業のウェイト・キャップによって制限される。

¹⁹ 企業の合計ウェイト・キャッピングの基準値を超えるウェイトを持つ全ての企業の合計ウェイトは、企業の合計ウェイト・キャップによって制限される。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソ
ロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)の「規制上のキャピン
グ要件」セクションを参照ください。

S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く)指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 の企業(S&P 100 の構成銘柄を除く)のパフォーマンスを測定する。

指数ユニバース:指数構成銘柄は、S&P 500 の構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定:S&P 500 の構成銘柄の中で、S&P 100 の構成銘柄を除く全ての銘柄が選定され、指数が構築される。

構成銘柄のウェイト付け:指数は FMC により加重される。

追加:S&P 100 から除外され、S&P 500 にとどまった企業は、合併、主要証券取引所での上場廃止、本拠地の変更、倒産以外の理由なら、即座に S&P 500 に加えられる。ある企業が S&P 500 に加えられたが、S&P 100 に加えられなかった場合、その企業は即座に S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く)指数に加えられる。

除外:S&P 100 に加えられた全ての企業は、即座に S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く)指数から除外される。S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く)指数は、シェア・クラス・ラインレベルではなく、企業レベルで構築されることに留意のこと。S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く)指数のある企業が S&P 100 に採用された場合、その企業のその他全てのシェア・クラスも S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く)指数から除外される。

S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く)セレクト指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 の企業(S&P 100 の企業を除く)のキャップド時価総額加重パフォーマンスを測定する。

指数ユニバース:指数構成銘柄は、S&P 500 の構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定:S&P 500 の構成銘柄の中で、S&P 100 の構成銘柄を除く全ての銘柄が選定され、指数が構築される。

キャップド指数のメソドロジーは、時価総額加重指数と同じアプローチに従う。ただし、指数ウェイトの制約を満たすような価値に FMC を調整するために、指数が追加ウェイト・ファクターまたは AWF を適用する場合を除く。

AWF に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)を参照。

構成銘柄のウェイト付け:各リバランス時点で、この指数は以下のプロセスに従ってキャップド時価総額加重方式を採用している。

1. 再ウェイト付け基準日に反映された価格(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。
2. 企業の FMC ウェイトが 22.5%を超えている場合、同企業のウェイトは 22.5%を上限に定められる。これは上限の 25%までにバッファを残すよう設定されている。このバッファは、四半期末のウェイト再確認日に 25%を超えるウェイトを有する企業の数を抑えることを意図している。
3. 超過ウェイトは全て、指数内で上限に達しなかった全ての企業に、比例的に再配分される。
4. 再配分後、ウェイトが 22.5%を超える企業がある場合には、22.5%の上限を超える企業が全くなくなるまで、このプロセスは何度も繰り返される。
5. ウェイトが 4.5%を超える企業の合計ウェイトは、指数の全ウェイトの 48%を超えてはならない。これらの上限は、バッファを 5%以下に設定するためのものである。
6. ステップ 5 のルールに反する場合は、ウェイトが 4.5%を超える全ての企業をウェイトの大きい順にランク付けし、ステップ 5 のルールの違反を引き起こす最もウェイトの低い企業を特定する。ステップ 5 のルールが満たされるまで、またはこの企業のウェイトが 4.5%に達するまで、この企業のウェイトを引き下げる。
7. この超過ウェイトは、ウェイトが 4.5%未満の全ての企業に、比例的に再配分される。ウェイトを受ける銘柄は 4.5%の上限を超えることはできない。このプロセスは、ステップ 5 のルールが満たされるまで何度も繰り返される。指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各企業に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランス前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数のセクションを参照。

企業は指数において複数シェア・クラス・ラインで表される場合がある。最大のウェイト上限は、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスを有する企業のウェイトは、再ウェイト付け基準日時時点の FMC に基づいて各シェア・クラス・ラインに比例案分で配分される。上限に達しなかった場合には、両方のシェア・クラスは、それらの FMC で指数にとどまる。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照。

追加: S&P 100 から除外され、S&P 500 にとどまった企業は、合併、主要証券取引所での上場廃止、本拠地の変更、倒産以外の理由なら、即座に S&P500 に加えられる。ある企業が S&P 500 に加えられたが、S&P 100 に加えられなかった場合、その企業は即座に S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く) 指数に加えられる。

追加については、現時点で最大の AWF を用いてこの指数に追加される。

除外: S&P 100 に加えられた全ての企業は、即座に S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く) 指数から除外される。S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く) 指数は、シェア・クラス・ラインレベルではなく、企業レベルで構築されることに留意のこと。S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く) 指数のある企業が S&P 100 に採用された場合、その企業のその他全てのシェア・クラスも S&P 500(S&P 100 の構成銘柄を除く) 指数から除外される。

リバランス: 指数は四半期ごとに再ウェイト付けされ、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の取引終了後に有効となる。再ウェイト付けの参照日は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。

S&P500(セクター指数を除く)

指数ユニバース: 指数構成銘柄は、S&P 500 構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定: S&P 500 の全構成銘柄は、世界産業分類基準(GICS)に基づいて分類される。S&P 500 構成銘柄の中で、所定の除外セクターに属する全ての銘柄が除外される。次に、S&P 500 の残りの構成銘柄が選定され、これにより S&P500(セクター指数を除く)が構築される。

加重: 各指数は FMC により加重される。

S&P コンポジット 1500(S&P Composit1500) / S&P TMI(2015 年 12 月 18 日の取引終了時点で継承)指数:

指数の構築: 同指数は S&P トータル・マーケット指数(TMI)の複製であり、S&P TMI 指数のメソロジーに従う。ただし、2015 年 12 月 18 日以前の指数履歴に関して、同指数は S&P コンポジット 1500 の複製であり、S&P コンポジット 1500 指数のメソロジーに従っていた。

加重: この指数は FMC により加重される。

S&P 500(金融セクター、不動産セクター、公益事業セクター、及び運輸産業グループを除く)指数

指数ユニバース: 指数構成銘柄は、S&P 500 構成銘柄の中から選ばれる。

構成銘柄の選定: S&P 500 の全構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。S&P 500 構成銘柄の中で、金融セクター、不動産セクター、公益事業セクターまたは運輸産業グループに属する全ての銘柄が除外される。次に、S&P 500 の残りの構成銘柄が選定され、これにより指数が構築される。

加重: この指数は FMC により加重される。

S&P イコール・ウェイト米国株価指数

指数構築: 各指数は、以下の表に示されている通り、原指数の均等加重バージョンである。指数の構成銘柄は原指数と同じである。原指数において構成銘柄の変更が行われた場合、イコール・ウェイト指数においても当該変更が行われる。

S&P イコール・ウェイト米国指数	原指数
S&P 100 イコール・ウェイト指数	S&P 100
S&P 500 イコール・ウェイト指数	S&P 500
S&P 中型株 400 イコール・ウェイト指数	S&P 中型株 400
S&P 小型株 600 イコール・ウェイト指数	S&P 小型株 600
S&P コンポジット 1500 イコール・ウェイト指数	S&P コンポジット 1500
S&P 500 上位 50 イコール・ウェイト指数	S&P 500 上位 50

四半期の途中で銘柄が指数に追加される場合には、除外される銘柄のウェイトが追加される銘柄に割り当てられる。ただし、銘柄が 0.00ドルの価格で指数から除外される場合は例外とする。その場合、新たに追加される銘柄は前日の終値を利用したウェイト、または除外される銘柄が 0.00ドルの価値になる前の最後の営業日の終値を利用したウェイトで指数に追加される。

S&P 500 イコール・ウェイト・セクター指数: S&P 500 の構成銘柄は、GICS に基づいて分類される。特に断りのない限り、以下の表の各指数は GICS セクターの全ての銘柄から構成される。

S&P 500 イコール・ウェイト・セクター指数	GICS セクター分類
S&P 500 イコール・ウェイト一般消費財・サービス指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 500 イコール・ウェイト生活必需品指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P 500 イコール・ウェイトエネルギー指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 500 イコール・ウェイトエネルギー・プラス指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 500 イコール・ウェイト金融指数	金融 (GICS コード 40)
S&P 500 イコール・ウェイトヘルスケア指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 500 イコール・ウェイト資本財・サービス指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 500 イコール・ウェイト情報技術指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 500 イコール・ウェイト素材指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 500 イコール・ウェイト不動産指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 500 イコール・ウェイトコミュニケーション・サービス指数	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業指数	公益事業 (GICS コード 55)
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業プラス指数	公益事業 (GICS コード 55)
S&P 500 イコール・ウェイトコミュニケーション・サービス・プラス指数 ²⁰	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)

指数構成は、S&P 500 における各 GICS セクターの構成と同じである。S&P 500 における関連する GICS セクターにおいて、構成銘柄の変更が行われた際には、S&P 500 イコール・ウェイト・セクター指数においても構成銘柄の変更が行われる。ただし、S&P 500 イコール・ウェイト・プラス指数については追加銘柄が含まれている場合もあるため、この限りではない。再分類の結果、企業が新たな S&P 500 イコール・ウェイト・セクター指数に移動される場合、企業は修正された指数の株式総額を維持する。この場合、その企業が除外される S&P 500 イコール・ウェイト・セクター指数と、その企業が新たに追加される S&P 500 イコール・ウェイト・セクター指数の両方の除数が調整される。

四半期ごとのリバランス時点で、S&P 500 イコール・ウェイト・プラス指数に採用される企業が 22 社未満の場合、22 社の最低水準に達するまで、S&P 中型株 400 指数の適格 GICS セクター内で最も FMC の大きな企業がこの指数に補充される。四半期中において、S&P 500 の適格 GICS セクターに銘柄が追加され、結果としてこの指数が必要な最低銘柄数に達した場合、これらの補充企業は次の四半期ごとのリバランス時点まで指数にとどまり、その時点で補充企業のレビューが行われる。

補充銘柄が必要となり、少なくとも 1 つの補充銘柄が現在の構成銘柄である場合、追加される補充銘柄は、置き換えられる補充銘柄の 1.2 倍以上の FMC を有する必要がある。これは指数の売買回転率を低く抑えるためのバッファであり、このバッファは四半期ごとのリバランス時点で適用される。各補充銘柄が追加されるごとに、置き換えられる補充銘柄の FMC に対してバッファの評価を行う。例えば、FMC で最大の指数以外の補充銘柄は、FMC で最小の指数の補充構成銘柄に対して評価される。FMC で 2 番目に大きな指数以外の補充銘柄は、FMC で 2 番目に小さな指数の補充構成銘柄に対して評価される。このプロセスは、補充による追加がバッファを超えないようになるまで繰り返される。

加重: 指数は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の営業時間終了後において、四半期毎に均等加重にリセットされる。加重の基準日は再加重月の第 2 金曜日の直前の水曜日であり、変更は、再加重基準日時点の価格や、再加重有効日時点の構成銘柄、発行済み株数、及び IWF を用いて、次の金曜日の取引終了後に有効となる。

²⁰ S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスでは、2018 年 9 月 24 日に有効となる今回の新しい構成の下で、S&P 500 の中で GICS コード 50 として分類されていたと想定される証券に基づいて、この指数の過去履歴を遡及して算出しました。

入れ替えられる企業の新たな AWF と指数の株数は、有効日の前日の営業日の取引終了時点で S&P 500 イコール・ウェイト指数から除外された企業の終値ウェイトに基づいて決定される。

指数の算出メソッドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソッドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のイコール・ウェイト指数のセクションを参照。

S&P 500 セクター・イコール配分指数

指数の目的:この指数は加重リターン指数であり、FMC 加重の S&P 500 セクター指数(コンポーネント指数)の均等加重パフォーマンスを測定する。

コンポーネント指数:以下の表を参照。

S&P 500 セクター指数	GICS セクター分類
S&P 500 イコール・ウェイト一般消費財・サービス指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 500 イコール・ウェイト生活必需品指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P 500 イコール・ウェイトエネルギー指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 500 イコール・ウェイト金融指数	金融 (GICS コード 40)
S&P 500 イコール・ウェイトヘルスケア指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 500 イコール・ウェイト資本財・サービス指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 500 イコール・ウェイト情報技術指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 500 イコール・ウェイト素材指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 500 イコール・ウェイト不動産指数 ²¹	不動産 (GICS コード 60)
S&P 500 イコール・ウェイトコミュニケーション・サービス指数	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)
S&P 500 イコール・ウェイト公益事業指数	公益事業 (GICS コード 55)

指数の適格性:指数構築を参照

指数構築:各リバランス時点で、この指数はコンポーネント指数を選択する。

指数のウェイト付け:各リバランス時点で、この指数はコンポーネント指数に均等にウェイトを設定する。各コンポーネント指数は構成銘柄に FMC ウェイトを設定する。

指数の算出:指数の算出に関する情報については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソッドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology) の加重リターン・セクションを参照。

再ウェイト付け:この指数では四半期ごとにウェイトを再設定し、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。ウェイト付けの参照日は再設定月の第2金曜日の直前の水曜日の取引終了後である。

指数の維持:リバランスを除いて、全ての指数調整及びコーポレート・アクションの取り扱いにはコンポーネント指数に従う。

S&P 900 銀行(産業)7/4 キャップド指数(米ドル)

指数の目的:この指数は、以下に定義される2つの GICS 銀行産業の一部として分類される原指数の構成銘柄のパフォーマンスを測定する。

²¹ 2016年9月以前の指数履歴に関して、この指数には S&P 500 イコール・ウェイト不動産指数は含まれていませんでした。

原指数: S&P 900

指数の適格性:原指数の構成銘柄は、次の GICS サブ指数の一部として分類されている原指数の構成銘柄が適格である。

- 都市銀行(コード:40101010)
- 地方銀行(コード:40101015)

指数の構築:指数の適格性を参照。

追加:適格な GICS コードで原指数に追加される企業または原指数の現在の構成銘柄(GICS コードが適格なサブ業種のコードに変更される構成銘柄)は同時に指数に追加される。追加は、4%の指数ウェイトまたは仮定のリバランスにおける銘柄のウェイト相当のいずれか低いウェイトで加えられる。追加分の指数における株数は、追加発表時点の終値に基づいて決定される。指数における現在の全ての構成銘柄の株数は一定のままである。

除外:原指数から除外される構成銘柄、または GICS コードが不適格なサブ業種のコードに変更される構成銘柄は同時に指数から除外される。

構成銘柄のウェイト付け:この指数は FMC により加重される。ただし、必要に応じて、ウェイトの上限が適用される。時価総額上位 5 社については、指数ウェイトにおいて最大 7%の上限が設けられている。残りの企業については、指数ウェイトにおいて最大 4%の上限が設けられている。上限を超えるウェイトについては、上限を超えていない全ての構成銘柄に比例案分で再配分される。

最大のウェイト上限は、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスを有する企業のウェイトは、リバランス基準日時点の FMC に基づいて各シェア・クラス・ラインに比例案分で配分される。上限に達しなかった場合には、両方のシェア・クラスは、それらの FMC で指数にとどまる。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。

複数シェア・クラス:全ての上場シェア・クラス・ラインは指数への採用に適格である。ただし、適格基準を満たす必要がある。複数シェア・クラスの取り扱いに関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの「株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)」の「複数シェア・クラス」セクション内のアプローチ A を参照。

リバランス:この指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。基準日は各リバランス月の第2金曜日の直前の水曜日である。ウェイト付けプロセスにおいて用いられる株価は基準日時点のものであるが、構成銘柄、発行済み株数、及び IWF はリバランス有効日時点のものとなる。

指数の維持:全ての指数調整やコーポレート・アクションの取り扱いは原指数に従う。

S&P 500 TTM レート日本円ヘッジ指数

指数の目的:この指数は、通貨の変動をヘッジした原指数のパフォーマンスを測定する。

原指数:S&P 500(指数コード:500)

計算に用いる通貨:この指数は日本円で計算される。

為替レート:指数価値は、三菱 UFJ 銀行が公示する TTM(対顧客電信相場仲値)外国為替レートをを用いて日本円で計算される。指数価値は T+1 の TTM レートを使用して計算日に発表される。

休日スケジュール:この指数は日本の株式市場の取引時間に算出される。年間の休日スケジュールの確定版は www.spglobal.com/spdji に掲載されている。

リバランス:この指数は毎月リバランスされる。この指数は、日本の直近の取引日(T)の TTM 為替レートと、前日($T-1$)の原指数の価値を使用してヘッジに必要な金額を決定する。 $(T-1)$ の原指数の価値が存在しない場合、直近の指数価値を使用して算出される。

ヘッジ:この指数の日次リターン・シリーズは、スポット価格とフォワード価格の間で補間することにより計算される。

各ヘッジ月 m に関して、 $d = 1, 2, 3 \dots D$ の営業日がある。

md はヘッジ月 m の d 日であり、 $m0$ はヘッジ月 $m - 1$ の最終営業日である。

$F_{I_{md}}$ = m 月の d 日時点で内挿されたフォワード・レート

S_m = 日本円に対する米ドルのスポット・レート(米ドル/日本円)

F_m = 日本円に対する米ドルのフォワード・レート(米ドル/日本円)

HR_{md} = ヘッジ・リターン(%)

SPI_{E_m} = 日本円建ての原指数の水準

SPI_{EH_m} = ヘッジ指数の水準

$$F_{I_{md}} = S_{md} + \left(\frac{D-d}{D}\right) * (F_{md} - S_{md})$$

$$HR_{md} = \frac{S_{m0}}{F_{m0}} - \frac{S_{m0}}{F_{I_{md}}}$$

$$SPI_{EH_{md}} = SPI_{H_{m0}} * \left(\frac{SPI_{E_{md}}}{SPI_{E_{m0}}} + HR_{md}\right)$$

S&P 500 半導体・半導体製造装置(産業グループ)35% キャップド指数(米ドル)

指数の目的:この指数は、原指数の構成銘柄のパフォーマンスを測定する。ただし、単一企業に対して35%のウェイト上限が適用される。

原指数:S&P 500 半導体・半導体製造装置(産業グループ)指数。

指数の適格性:各リバランス時点で、原指数の構成銘柄は指数への採用に適格である。

指数の構築:指数の適格性を参照。

指数への追加:原指数に追加された銘柄は同時にこの指数に追加される。

指数からの除外:原指数から除外される構成銘柄は同時にこの指数から除外される。

構成銘柄のウェイト付け:この指数ではFMCに基づいて構成銘柄のウェイトを設定する。ただし、単一企業に対して35%のウェイト上限が適用される。超過ウェイトは全て、指数において上限に達しなかった構成銘柄に比例的に再配分される。

指数の維持:全ての指数調整やコーポレート・アクションの取り扱いは原指数に従う。

再ウェイト付け:この指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。ウェイト付けプロセスにおいて用いられる株価の参照日は、リバランス月の第2金曜日の直前の水曜日の取引終了後である。

計算に用いる通貨:この指数は米ドルで計算される。

S&P 500 3%キャップド指数(米ドル)

指数の目的:この指数は、原指数の構成企業のパフォーマンスを測定する。ただし、3%のウェイト上限が適用される。

原指数:S&P 500(指数コード: 500)

指数の適格性:この指数は、原指数の構成銘柄で構成される。

追加:四半期中の追加については、現時点で最大の調整可能ウェイト・ファクター(AWF)を用いてこの指数に追加される。指数における最大の調整可能ウェイト・ファクター(AWF)が、複数の指数構成銘柄の間で異なる場合、新たに追加される銘柄は、追加が発表された日付の終値を用いて、仮説に基づきリバランスにおける指数の株式総額と同じ額で指数に追加される。このように、加重が同じ場合には、指数における全ての構成銘柄の株式総額は一定のままである。

除外:原指数から除外される構成銘柄は同時にこの指数から除外される。

構成銘柄のウェイト付け:各リバランス時点で、この指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。ウェイトが3%を超える企業がある場合には、その企業のウェイトは3%が上限となる。上限を超える全てのウェイトについては、上限を超えていない全ての構成銘柄に比例案分で再配分される。再配分後、ウェイトが3%を超える企業がある場合には、3%の上限を超える企業が全くなくなるまで、このプロセスは何度も繰り返される。

リバランス:指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は各リバランス月の第2金曜日の直前の水曜日である。ウェイト付けプロセスにおいて用いられる株価は参照日時点のものであるが、構成銘柄、発行済み株数、及びIWFはリバランス有効日時点のものとなる。

指数の維持:全ての指数調整やコーポレート・アクションの取り扱いには原指数に従う。

S&P 500 上位 10 25%キャップド指数(米ドル)

指数の目的:この指数は、原指数の構成企業のパフォーマンスを測定する。ただし、個別銘柄には 25%のウェイト上限が適用される。

原指数:S&P 500 上位 10(指数コード: SP5T1)

指数の適格性:この指数は、原指数の構成銘柄で構成される。

指数への追加:原指数に追加された銘柄は同時にこの指数に追加される。

指数からの除外:原指数から除外される構成銘柄は同時にこの指数から除外される。

構成銘柄のウェイト付け:各リバランス時点で、この指数では企業に FMC ウェイトを設定する。ウェイトが 25%を超える企業がある場合には、その企業のウェイトは 25%が上限となる。上限を超える全てのウェイトについては、上限を超えていない全ての構成銘柄に比例案分で再配分される。再配分後、ウェイトが 25%を超える企業がある場合には、25%の上限を超える企業が全くなくなるまで、このプロセスは何度も繰り返される。

リバランス:指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は各リバランス月の第2金曜日の直前の水曜日である。ウェイト付けプロセスにおいて用いられる株価は参照日時点のものであるが、構成銘柄、発行済み株数、及び IWF はリバランス有効日時点のものとなる。

指数の維持:全ての指数調整やコーポレート・アクションの取り扱いは原指数に従う。

S&P 500 上位 10 セレクト・アンキャップド指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 の構成企業の中で FMC が上位 10 社のパフォーマンスを測定する。

指数ユニバース:指数ユニバースは、リバランス有効日時点の S&P 500 の構成企業である。

構成銘柄の選択:この指数は各リバランス時点で、リバランス参照日時点のデータを使用して、指数ユニバースの中で FMC が上位 10 の企業を選択する。

構成銘柄のウェイト付け:この指数では FMC に基づいて構成銘柄のウェイトを設定する。

入れ替え方針:この指数は構成銘柄数の目標を 10 銘柄としており、たとえ通常のリバランス・スケジュール以外であっても、除外された企業を他の企業に入れ替える。その際には、リバランス参照日時点のデータを使用して、入れ替えの発表日の 2 営業日前の取引開始時点で全ての適格性基準が満たされているかどうかを判断する²²。

リバランス:指数は四半期ごとにリバランスされ、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は 2 月、5 月、8 月、及び 11 月の最終営業日である。

²² 2024 年 8 月 19 日以前の指数履歴に関しては、指数では入れ替え方針ルールを適用しなかった。

S&P 500 上位 20 セレクト・アンキャップド指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 の構成企業の中で FMC が上位 20 社のパフォーマンスを測定する。

指数ユニバース:指数ユニバースは、リバランス有効日時点の S&P 500 の構成企業である。

構成銘柄の選択:この指数は各リバランス時点で、リバランス参照日時点のデータを使用して、S&P 500 の構成企業の中で FMC が上位 20 の企業を選択し、指数に採用する。

ウェイト付け:この指数では FMC に基づいて構成銘柄のウェイトを設定する。

入れ替え方針:この指数は構成銘柄数の目標を 20 銘柄としており、たとえ通常のリバランス・スケジュール以外であっても、除外された企業を他の企業に入れ替える。その際には、リバランス参照日時点のデータを使用して、入れ替えの発表日の 2 営業日前の取引開始時点で全ての適格性基準が満たされているかどうかを判断する²³。

リバランス:指数は四半期ごとにリバランスされ、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は 2 月、5 月、8 月、及び 11 月の最終営業日である。

²³ 2024 年 8 月 19 日以前の指数履歴に関しては、指数では入れ替え方針ルールを適用しなかった。

S&P 500 上位 20 セレクト指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 の構成企業の中で FMC が上位 20 社のキャップド時価総額加重パフォーマンスを測定する。

指数ユニバース:指数ユニバースは、リバランス有効日時点の S&P 500 の構成企業である。

構成銘柄の選択:この指数は各リバランス時点で、リバランス参照日時点のデータを使用して、S&P 500 の構成企業の中で FMC が上位 20 の企業を選択し、指数に採用する。

キャップド指数のメソロジーは、時価総額加重指数と同じアプローチに従う。ただし、指数ウェイトの制約を満たすような価値に浮動株調整後時価総額を調整するために、指数が追加ウェイト・ファクターまたは AWF を適用する場合を除く。

AWF に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology) を参照。

ウェイト付け:各リバランス時点で、この指数は以下のプロセスに従ってキャップド時価総額加重方式を採用している。

1. 再ウェイト付け基準日に反映された価格 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。
2. 企業の FMC ウェイトが 22.5% を超えている場合、同企業のウェイトは 22.5% を上限に定められる。これは上限の 25% までにバッファを残すよう設定されている。このバッファは、四半期末のウェイト再確認日に 25% を超えるウェイトを有する企業の数を抑えることを意図している。
3. 超過ウェイトは全て、指数内で上限に達しなかった全ての企業に、比例的に再配分される。
4. 再配分後、ウェイトが 22.5% を超える企業がある場合には、22.5% の上限を超える企業が全くなくなるまで、このプロセスは何度も繰り返される。
5. ウェイトが 4.5% を超える企業の合計ウェイトは、指数の全ウェイトの 48% を超えてはならない。これらの上限は、バッファを 5% 以下に設定するためのものである。
6. ステップ 5 のルールに反する場合は、ウェイトが 4.5% を超える全ての企業をウェイトの大きい順にランク付けし、ステップ 5 のルールの違反を引き起こす最もウェイトの低い企業を特定する。ステップ 5 のルールが満たされるまで、またはウェイトが 4.5% に達するまで、この企業のウェイトを引き下げる。
7. この超過ウェイトは、ウェイトが 4.5% 未満の全ての企業に、比例的に再配分される。ウェイトを受ける銘柄は 4.5% の上限を超えることはできない。このプロセスは、ステップ 5 のルールが満たされるまで何度も繰り返される。
8. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランス前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

指数の算出メソロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数のセクションを参照。

企業は指数において複数シェア・クラス・ラインで表される場合がある。最大のウェイト上限は、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスを有する企業のウェイトは、再ウェイト付け基準日時点の FMC に基づいて各シェア・クラス・ラインに比例案分で配分される。上限に達しなかった場合には、両方のシェア・クラスは、それらの FMC で指数にとどまる。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照。

入れ替え方針:この指数は構成銘柄数の目標を 20 銘柄としており、たとえ通常のリバランス・スケジュール以外であっても、除外された企業を他の企業に入れ替える。その際には、リバランス参照日時点のデータを使用して、入れ替えの発表日の 2 営業日前の取引開始時点で全ての適格性基準が満たされているかどうかを判断する²⁴。

リバランス:指数は四半期ごとにリバランスされ、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は 2 月、5 月、8 月、及び 11 月の最終営業日である。再ウェイト付け参照日は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。

²⁴ 2024 年 8 月 19 日以前の指数履歴に関しては、指数では入れ替え方針ルールを適用しなかった。

S&P 500 上位 20 セレクト 35/20 キャップド指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 の構成企業の中で FMC が上位 20 社のキャップド時価総額加重パフォーマンスを測定する。

指数ユニバース:指数ユニバースは、リバランス有効日時点の S&P 500 の構成企業である。

構成銘柄の選択:この指数は各リバランス時点で、リバランス参照日時点のデータを使用して、S&P 500 の構成企業の中で FMC が上位 20 の企業を選択し、指数に採用する。

キャップド指数のメソドロジーは、時価総額加重指数と同じアプローチに従う。ただし、指数ウェイトの制約を満たすような価値に浮動株調整後時価総額を調整するために、指数が追加ウェイト・ファクターまたは AWF を適用する場合を除く。

AWF に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology) を参照。

指数のウェイト付け:リバランス時点で、この指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。再ウェイト付け基準日に反映された価格 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。

上限設定の目的上、以下の表のシナリオに基づいて、必要に応じて指数に対して上限を適用する。

シナリオ	ステップ
1. この指数では、少なくとも 1 社は 31.5% を超える FMC を有する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最大ウェイトを有する企業のウェイトの上限を 31.5% とする。超過ウェイトは全て、指数内で上限に達しなかった全ての企業に、比例的に再配分される。 2. この再配分後、ウェイトが 18% を超える企業がある場合には、これらの企業のウェイトの上限を 18% とし、超過ウェイトは 18% の上限に達していない全ての企業に、比例的に再配分される。 3. 18% の上限を超える企業が全くなるまで、ステップ 2 が繰り返される。
2. ウェイトが 18% を超えている企業は数社あるが、ウェイトが最大の企業のウェイトは 31.5% を超えていない。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最大ウェイトを有する企業のウェイトの上限を FMC ウェイトとする。 2. ウェイトが 18% を超える企業がある場合には、これらの企業のウェイトの上限を 18% とし、超過ウェイトは 18% の上限に達していない全ての企業に、比例的に再配分される。 3. 18% の上限を超える企業が全くなるまで、ステップ 2 が繰り返される。

上記の各シナリオにおいて、指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランス前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数 (Capped Market Capitalization Weighted Indices) のセクションを参照。

企業は指数において複数シェア・クラス・ラインで表される場合がある。最大のウェイト上限は、企業の FMC に基づいており、複数のシェア・クラスを有する企業のウェイトは、再ウェイト付け基準日時点の FMC に基づいて各シェア・クラス・ラインに比例案分で配分される。上限に達しなかった場合には、両方のシェア・クラスは、それらの FMC で指数にとどまる。

キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照。

月次の上限レビュー: 四半期ごとの上限レビューに加え、指数は各企業のキャップド時価総額ウェイトに基づいて、その他すべての月の第 2 金曜日の直前の水曜日にレビューされる。最大の指数ウェイトが 35% を超えている、または 2 番目に大きい指数ウェイトが 20% を超えている場合には、指数は上記の表で定義されている上限設定プロセスを再適用する。

月次の上限設定の参照日は、再ウェイト月の第 2 金曜日の直前の水曜日であり、変更は再ウェイト参照日時点の価格 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及び再ウェイト有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、翌週の金曜日の取引終了後に有効となる。

入れ替え方針: この指数は構成銘柄数の目標を 20 銘柄としており、たとえ通常のリバランス・スケジュール以外であっても、除外された企業を他の企業に入れ替える。その際には、リバランス参照日時点のデータを使用して、入れ替えの発表日の 2 営業日前の取引開始時点で全ての適格性基準が満たされているかどうかを判断する²⁵。

リバランス: 指数は四半期ごとにリバランスされ、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は 2 月、5 月、8 月、及び 11 月の最終営業日である。再ウェイト付け参照日は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。

²⁵ 2024 年 8 月 19 日以前の指数履歴に関しては、指数では入れ替え方針ルールを適用しなかった。

S&P 500 日本円ヘッジ指数(韓国カレンダー)

指数の目的:この指数は、通貨の変動をヘッジした原指数のパフォーマンスを測定する。

原指数:S&P 500(指数コード:500)。

リバランス:この指数は毎月リバランスされる。

ヘッジ:この指数の日次リターン・シリーズは、スポット価格とフォワード価格の間で補間することにより計算される。韓国の直近の取引日(T)について、この指数は取引日(T)の為替レートと、前日($T-1$)の原指数の価値を使用して、ヘッジに必要な金額を決定する。 $(T-1)$ の原指数の価値が存在しない場合、直近の指数価値を使用して計算を行う。

各ヘッジ月 m に関して、 $d = 1, 2, 3 \dots D$ の営業日がある。

md はヘッジ月 m の d 日であり、 $m0$ はヘッジ月 $m - 1$ の最終営業日である。

$F_{I_{md}}$ = m 月の d 日時点で内挿されたフォワード・レート

S_m = 日本円に対する米ドルのスポット・レート(米ドル/日本円)

F_m = 日本円に対する米ドルのフォワード・レート(米ドル/日本円)

HR_{md} = ヘッジ・リターン(%)

SPI_{E_m} = 日本円建ての原指数の水準

SPI_{EH_m} = ヘッジ指数の水準

$$F_{I_{md}} = S_{md} + \left(\frac{D-d}{D}\right) * (F_{md} - S_{md})$$

$$HR_{md} = \frac{S_{m0}}{F_{m0}} - \frac{S_{m0}}{F_{I_{md}}}$$

$$SPI_{EH_{md}} = SPI_{H_{m0}} * \left(\frac{SPI_{E_{md}}}{SPI_{E_{m0}}} + HR_{md}\right)$$

計算に用いる通貨:この指数は日本円で計算される。

為替レート:ロンドン時間午後4時時点のWMR Forexのスポット・レートおよびフォワード・レート、RICティッカー「USDJPYFIXM=WM」および「USDJPY1MFXM=WM」をそれぞれ参照し、指数の計算に使用する。

休日スケジュール:この指数は韓国の株式市場が開いている時に算出される。年間の休日スケジュールの確定版は www.spglobal.com/spdji に掲載されている。

S&P 500 セクター上位 10 イコール・キャップド指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 セクター指数の中で FMC が上位 10 の企業の均等加重パフォーマンスを測定する。

原指数:以下の表を参照のこと。

S&P 500 セクター上位 10 イコール・キャップド指数	原指数
S&P 500 コミュニケーション・サービス(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)
S&P 500 一般消費財・サービス(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 500 生活必需品(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P 500 エネルギー(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 500 金融(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	金融 (GICS コード 40)
S&P 500 ヘルスケア(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 500 資本財・サービス(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 500 素材(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 500 不動産(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 500 情報技術(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 500 公益事業(セクター)上位 10 イコール・キャップド指数	公益事業 (GICS コード 55)

複数シェア・クラス:各企業は指定上場株式によってのみ表される。複数シェア・クラスの取り扱いに関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の複数シェア・クラス・セクション内のアプローチ B を参照のこと。

指数の構築:各リバランス時点で、上記の表に従って S&P 500 のセクターの中で FMC が上位 10 の企業を選択する。

S&P 500 セクター指数の構成銘柄が 10 銘柄未満の場合、S&P 中型株 400 指数の該当セクターの中で時価総額が大きい企業から順に、最低企業数が満たされるまで指数に追加する。

構成銘柄のウェイト付け:各リバランス時点で、この指数では構成銘柄に均等のウェイトを設定する。

リバランス:指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は2月、5月、8月、及び11月の最終営業日である。参照日時点で計算されたウェイトは、3月、6月、9月および12月の第2金曜日の直前の水曜日時点の終値を用いて指数に反映される。

指数の維持:スピンオフを除いて、四半期ごとのリバランス時にのみ指数への追加が行われる。

スピンオフ:スピンオフされた会社については、親会社が構成銘柄である全ての指数に、権利落ち日の前日の市場終了時点でゼロ価格で加えられる(除数調整なし)。スピンオフされた会社は、通常取引が少なくとも1日行われた後に指数から除外される。

S&P 500 セクター上位 5 イコール・キャップド指数

指数の目的:この指数は、S&P 500 セクター指数の中で FMC が上位 5 の企業の均等加重パフォーマンスを測定する。

原指数:以下の表を参照のこと。

S&P 500 セクター上位 5 イコール・キャップド指数	原指数
S&P 500 コミュニケーション・サービス(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	コミュニケーション・サービス (GICS コード 50)
S&P 500 一般消費財・サービス(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	一般消費財・サービス (GICS コード 25)
S&P 500 生活必需品(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	生活必需品 (GICS コード 30)
S&P 500 エネルギー(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	エネルギー (GICS コード 10)
S&P 500 金融(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	金融 (GICS コード 40)
S&P 500 ヘルスケア(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	ヘルスケア (GICS コード 35)
S&P 500 資本財・サービス(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	資本財・サービス (GICS コード 20)
S&P 500 素材(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	素材 (GICS コード 15)
S&P 500 不動産(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	不動産 (GICS コード 60)
S&P 500 情報技術(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	情報技術 (GICS コード 45)
S&P 500 公益事業(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	公益事業 (GICS コード 55)

複数シェア・クラス:各企業は指定上場株式によってのみ表される。複数シェア・クラスの取り扱いに関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の複数シェア・クラス・セクション内のアプローチ B を参照のこと。

指数の構築:各リバランス時点で、該当する S&P 500 セクター指数の中で FMC が上位 5 の企業を選択する。

S&P 500 セクター指数の構成銘柄が 5 銘柄未満の場合、S&P 中型株 400 指数の該当セクターの中で時価総額が大きい企業から順に、最低企業数が満たされるまで指数に追加する。

構成銘柄のウェイト付け:各リバランス時点で、この指数では構成銘柄に均等のウェイトを設定する。

リバランス:指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。リバランス参照日は2月、5月、8月、及び11月の最終営業日である。参照日時点で計算されたウェイトは、3月、6月、9月および12月の第2金曜日の直前の水曜日時点の終値を用いて指数に反映される。

指数の維持:スピンオフを除いて、四半期ごとのリバランス時にのみ指数への追加が行われる。

スピンオフ:スピンオフされた会社については、親会社が構成銘柄である全ての指数に、権利落ち日の前日の市場終了時点でゼロ価格で加えられる(除数調整なし)。スピンオフされた会社は、通常取引が少なくとも1日行われた後に指数から除外される。

S&P 100(上位 20 を除く)セレクト指数

指数の目的:この指数は、S&P 100(原指数)の中で FMC のランキングが上位 20 を除く企業のパフォーマンスを測定する。

指数ユニバース:各リバランス時点で、指数ユニバースは原指数の全ての構成銘柄である。

構成銘柄の選択:各再構築時点で、FMC に基づいて全ての適格企業をランク付けし、上位 20 の企業を除外する。残りの企業を指数に採用する。

構成銘柄のウェイト付け:以下のプロセスに従って、各再構築及び再ウェイト付け時点で、この指数はキャップド時価総額加重方式を採用している:

1. 再ウェイト付け基準日に反映された価格(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC により加重される。
2. 企業の FMC ウェイトが 22.5%を超えている場合、同企業のウェイトは 22.5%を上限に定められる。これは上限の 25%までにバッファを残すよう設定されている。このバッファは、四半期末のウェイト再確認日に 25%を超えるウェイトを有する企業の数を抑えることを意図している。
3. 超過ウェイトは全て、指数内で上限に達しなかった全ての企業に、比例的に再配分される。
4. 再配分後、ウェイトが 22.5%を超える企業がある場合には、22.5%の上限を超える企業が全くなくなるまで、このプロセスは何度も繰り返される。
5. ウェイトが 4.5%を超える企業の合計ウェイトは、指数の全ウェイトの 48%を超えてはならない。これらの上限は、バッファを 5%以下に設定するためのものである。
6. ステップ 5 のルールに反する場合は、ウェイトが 4.5%を超える全ての企業をウェイトの大きい順にランク付けし、ステップ 5 のルールの違反を引き起こす最もウェイトの低い企業を特定する。ステップ 5 のルールが満たされるまで、またはこの企業のウェイトが 4.5%に達するまで、この企業のウェイトを引き下げる。
7. この超過ウェイトは、ウェイトが 4.5%未満の全ての企業に、比例的に再配分される。ウェイトを受ける銘柄は 4.5%の上限を超えることはできない。このプロセスは、ステップ 5 のルールが満たされるまで何度も繰り返される。指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各企業に割り当てられる。指数の株式総額は、リバランス前の株価に基づいて割り当てられるため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは算出されたウェイトと若干異なることになる。

リバランス:この指数は、5月の最終営業日の基準日を用いて毎年再構築され、6月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。

四半期ごとの再ウェイト付け:再構築に加え、この指数は四半期ごとに再ウェイト付けを行い、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。再ウェイト付けの参照日は、3月、6月、9月、及び12月の第2金曜日の直前の水曜日である。

除外:原指数から除外された構成銘柄は、同時にこの指数から除外され、銘柄の入れ替えは行われない。

付属資料 C

メソドロジーの変更

2015年1月1日以降のメソドロジーの変更は以下のとおり:

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
指数の構築 S&P 500 エネルギー(セクター)上位 5 イコール・キャップド指数	2025年9月19日	各リバランス時点で、この指数は、該当する S&P 500 セクター指数の中で FMC が上位 5 の企業を選択する。	各リバランス時点で、該当する S&P 500 セクター指数の中で FMC が上位 5 の企業を選択する。 S&P 500 セクター指数の構成銘柄が 5 銘柄未満の場合、S&P 中型株 400 指数の該当セクターの中で時価総額が大きい企業から順に、最低企業数が満たされるまで指数に追加する。
指数の構築 S&P 500 セクター上位 10 イコール・キャップド指数	2025年9月19日	各リバランス時点で、この指数は、該当する S&P 500 セクター指数の中で FMC が上位 10 の企業を選択する。	各リバランス時点で、該当する S&P 500 セクター指数の中で FMC が上位 10 の企業を選択する。 S&P 500 セクター指数の構成銘柄が 10 銘柄未満の場合、S&P 中型株 400 指数の該当セクターの中で時価総額が大きい企業から順に、最低企業数が満たされるまで指数に追加する。
ウェイト付け S&P セレクト・セクター日次キャップド 25/20 指数	2025年3月21日	各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。キャッピングの目的で、それぞれの指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の営業時間終了後に実施される。また、指数は各企業のキャップド時価総額ウェイトに基づき日々見直される。日々のキャッピングは、最大の指数終値ウェイトが 25% を超えたとき、または 2 番目に大きな指数終値ウェイトが 20% を超えたときのみ行われる。四半期ごとのキャッピングの基準日は、3月、6月、9月、及び12月の第2金曜日の直前の水曜日であり、変更は翌金曜日の取引終了後に有効となる。 日々のキャッピングが必要な場合、S&P DJI は日々のウェイト上限を超えた営業日の取引終了後に配信されるプロフォーマ・ファイルにおいて変更を発表し、基準日は同じ営業日の取引終了後となる。また、変更は次の取引日の取引終了後に有効となる。キャッピングは日々見直されるが、指数で毎日キャッピングが行われるとは限らない。定期的に生じる四半期毎のキャッピング・ウィンドウ期間中に日々のキャッピングが必要となった場合、影響を受ける指数は、通常通りの日々のキャッピング手順に従ってキャッピングが行われ、変更は次の	各指数はキャップド時価総額加重方式を採用している。キャッピングの目的で、それぞれの指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の営業時間終了後に実施される。また、指数は各企業のキャップド時価総額ウェイトに基づき日々見直される。日々のキャッピングは、最大の指数終値ウェイトが 35% を超えたとき、または 2 番目に大きな指数終値ウェイトが 20% を超えたときのみ行われる。四半期ごとのキャッピングの基準日は、3月、6月、9月、及び12月の第2金曜日の直前の水曜日であり、変更は翌金曜日の取引終了後に有効となる。 日々のキャッピングが必要な場合、S&P DJI は日々のウェイト上限を超えた営業日の取引終了後に配信されるプロフォーマ・ファイルにおいて変更を発表し、基準日は同じ営業日の取引終了後となる。また、変更は次の取引日の取引終了後に有効となる。キャッピングは日々見直されるが、指数で毎日キャッピングが行われるとは限らない。定期的に生じる四半期毎のキャッピング・ウィンドウ期間中に日々のキャッピングが必要となった場合、影響を受ける指数は、通常通りの日々のキャッピング手順に従ってキャッピングが行われ、変更は次の

変更事項	有効日	メソドロジー	
	(取引終了後)	以前	アップデート後
		<p>取引日の取引終了後に有効となる。ただし、過去の四半期毎の参照日に割り当てられた AWF は引き続き利用され、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の営業時間終了後に有効となり、四半期毎の株数及び浮動株修正係数 (IWF) のアップデートに適用される。</p> <p>四半期毎のリバランス月の最終営業日の 2 営業日前において、その日の終値 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される) 及びリバランス発効日時点において新たに割り当てられた四半期毎の株数、IWF、AWF を使用して、指数が日々のキャッピング要件に違反した場合、指数はその日の終値を使用して再びキャッピングを行う。もともと割り当てられていた AWF に代わり、新たな AWF が利用される。新たな AWF は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の営業時間終了後も有効となる。以前に行われたキャッピングは取引終了時点で有効となるため、日々のキャッピングを必要とする指数は翌営業日には評価されない。四半期ごと及び日々のキャッピングのプロセスは、次の手順に従って行われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リバランス基準日に反映される株価 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC でウェイト付けされる。ウェイト修正は以下の通り行う。 2. 最大ウェイトを有する企業のウェイトが 23% を超えた場合、同企業の FMC ウェイトの上限を 23% に定め、2% のバッファを設ける。 3. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業に比例的に再配分される。 4. 2 番目に大きなウェイトを有する企業のウェイトが 19% を超えた場合、同企業の FMC ウェイトの上限を 19% に定め、1% のバッファを設ける。 5. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業に比例的に再配分される。 6. 再配分後、最大ウェイトを有する企業のウェイトが 23% を超えない、また、2 番目にウェイトが大きい企業のウェイトが 19% を超えなくなるまで、ステップ 2 からステップ 5 までのプロセスが何度も繰り返される。 	<p>取引日の取引終了後に有効となる。ただし、過去の四半期毎の参照日に割り当てられた AWF は引き続き利用され、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の営業時間終了後に有効となり、四半期毎の株数及び浮動株修正係数 (IWF) のアップデートに適用される。</p> <p>四半期毎のリバランス月の最終営業日の 2 営業日前において、その日の終値 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される) 及びリバランス発効日時点において新たに割り当てられた四半期毎の株数、IWF、AWF を使用して、指数が日々のキャッピング要件に違反した場合、指数はその日の終値を使用して再びキャッピングを行う。もともと割り当てられていた AWF に代わり、新たな AWF が利用される。新たな AWF は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 3 金曜日の営業時間終了後も有効となる。以前に行われたキャッピングは取引終了時点で有効となるため、日々のキャッピングを必要とする指数は翌営業日には評価されない。四半期ごと及び日々のキャッピングのプロセスは、次の手順に従って行われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リバランス基準日に反映される株価 (該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及びリバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式数、IWF を用いて、各企業が FMC でウェイト付けされる。ウェイト修正は以下の通り行う。 2. 最大ウェイトを有する企業のウェイトが 33% を超えた場合、同企業の FMC ウェイトの上限を 33% に定め、2% のバッファを設ける。 3. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業に比例的に再配分される。 4. 2 番目に大きなウェイトを有する企業のウェイトが 19% を超えた場合、指数は同企業の FMC ウェイトの上限を 19% に定め、1% のバッファを設ける。ステップ 2 の後に、最大ウェイトを有する企業のウェイトが 33% を超えていない場合、指数はそれ以上の上限を適用することはなく、FMC がその企業のウェイトとなる。 5. 超過ウェイトは全て、関連する指数内で上限に達しなかった残りの全ての企業に比例的に再配分される。 6. 再配分後、最大ウェイトを有する企業のウェイトが 33% を超えない、また、2 番目にウェイトが大きい企業のウェイトが 19% を

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
		<p>7.ウェイトが4.8%を超える企業の合計ウェイトは、指数全体のウェイトの50%を超えてはならない。</p> <p>8.ステップ7のルールに違反した場合、全ての企業は各企業のFMCウェイトの高い順にランク付けされる。50%の制限に違反する最初の企業のウェイトは4.5%に引き下げられる。</p> <p>9.この超過ウェイトは、ウェイトが4.5%以下の全ての企業に、比例的に再配分される。ステップ7のルールが満たされるまで、このプロセスが何度も繰り返される。</p> <p>10. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株数は、リバランス日の株価に基づいて割り当てられているため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは、それらのウェイトとは若干異なることになる。</p> <p>指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数 (Capped Market Capitalization Weighted Indices) のセクションを参照。</p> <p>S&P セレクト・セクター日次キャップド 25/20 指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する可能性がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業のFMCに基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日のFMC額に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立のFMCで指数に残る。</p> <p>キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。</p>	<p>超えなくなるまで、ステップ2からステップ5までのプロセスが何度も繰り返される。</p> <p>7. 指数の株式総額は、上記計算のウェイトに達するように各構成銘柄に割り当てられる。指数の株数は、リバランス日の株価に基づいて割り当てられているため、市場の動きの結果、リバランス時点での各構成銘柄の実際のウェイトは、それらのウェイトとは若干異なることになる。</p> <p>指数の算出メソドロジーに関する詳細については、「S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの指数算出メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Index Mathematics Methodology)」の中のキャップド時価総額加重指数 (Capped Market Capitalization Weighted Indices) のセクションを参照。</p> <p>S&P セレクト・セクター日次キャップド 35/20 指数では、同じ企業でも複数のシェア・クラスが存在する可能性がある。最大ウェイト・キャッピングは、企業のFMCに基づいており、複数のシェア・クラスが存在する企業については、リバランス基準日のFMC額に比例して各シェア・クラスにウェイトが配分される。キャッピングが必要とされない場合、両方のシェア・クラスは中立のFMCで指数に残る。</p> <p>キャッピング基準に関する詳細については、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー (S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology) の「規制上のキャッピング要件」セクションを参照ください。</p>

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
ウェイト付け セレクト・セクター指数、S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 指数、S&P セレクト・セクター 15/60 キャップド 指数、S&P 小型株 600 キャップド・セクター 指数	2024 年 12 月 21 日	リバランス参照日は 3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日である。	リバランス参照日は 3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。
構成銘柄のウェイト付けの参照日: S&P イコール・ウェイト米国株価指数	2024 年 12 月 21 日	各リバランス時に、各四半期最終月の第 2 金曜日の終値を基準株価とし、同指数の企業が均等加重される。指数内で複数のシェア・クラスがある企業に関しては、第 2 金曜日のプライシング基準日における FMC に比例するウェイトが各シェア・クラスに割り当てられる。	各リバランス時に、各四半期最終月の第 2 金曜日の直前の水曜日の終値を基準株価とし、同指数の企業が均等加重される。指数内で複数のシェア・クラスがある企業に関しては、第 2 金曜日の直前の水曜日のプライシング基準日における FMC に比例するウェイトが各シェア・クラスに割り当てられる。
構成銘柄のウェイト付けの参照日: S&P キャップド時価総額加重米国株価指数	2024 年 12 月 21 日	リバランスの基準日はそれぞれ 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日である。	リバランスの基準日はそれぞれ 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。
ウェイト付け S&P セレクト・セクター日次キャップド 25/20 指数	2024 年 12 月 21 日	四半期ごとのキャッピングの基準日は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日であり、変更は翌金曜日の取引終了後に有効となる。	四半期ごとのキャッピングの基準日は、3 月、6 月、9 月、及び 12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日であり、変更は翌金曜日の取引終了後に有効となる。
ウェイト付け S&P 500 キャップド 35/20 指数	2024 年 12 月 21 日	また、指数は各企業のキャップド時価総額ウェイトに基づきその他全ての月の第 2 金曜日にも見直される。月次のキャッピングは、最大の指数ウェイトが 35%を超えたとき、または 2 番目に大きな指数ウェイトが 20%を超えたときのみ行われる。キャッピングの基準日は、加重月の第 2 金曜日であり、変更は、加重基準日時点の価格(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及び加重有効日時点の構成銘柄、発行済み株数、IWF を用いて翌金曜日の取引終了後に有効となる。基準日は各加重月の第 2 金曜日である。	また、指数は各企業のキャップド時価総額ウェイトに基づきその他全ての月の第 2 金曜日の直前の水曜日にも見直される。月次のキャッピングは、最大の指数ウェイトが 35%を超えたとき、または 2 番目に大きな指数ウェイトが 20%を超えたときのみ行われる。キャッピングの基準日は、加重月の第 2 金曜日の直前の水曜日であり、変更は、加重基準日時点の価格(該当するコーポレート・アクションに応じて調整される)、及び加重有効日時点の構成銘柄、発行済み株数、IWF を用いて翌金曜日の取引終了後に有効となる。基準日は各加重月の第 2 金曜日の直前の水曜日である。
ウェイト付け S&P 中型株 400 キャップド・セクター 指数	2024 年 12 月 21 日	リバランス基準日は 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日。	リバランス基準日は 3 月、6 月、9 月、12 月の第 2 金曜日の直前の水曜日。
ウェイト付け S&P 500 イコール・ウェイト・セクター 指数	2024 年 12 月 21 日	加重の基準日は加重月の第 2 金曜日であり、変更は、加重基準日時点の価格や、加重有効日時点の構成銘柄、発行済み株数、及び IWF を用いて、次の金曜日の取引終了後に有効となる。	加重の基準日は加重月の第 2 金曜日の直前の水曜日であり、変更は、加重基準日時点の価格や、加重有効日時点の構成銘柄、発行済み株数、及び IWF を用いて、次の金曜日の取引終了後に有効となる。

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
再ウェイト付け S&P 500 セクター・イコール配分指数	2024年12月21日	この指数では四半期ごとにウェイトを再設定し、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。ウェイト付けの参照日は再設定月の第2金曜日の取引終了後である。	この指数では四半期ごとにウェイトを再設定し、3月、6月、9月、及び12月の第3金曜日の取引終了後に有効となる。ウェイト付けの参照日は再設定月の第2金曜日の直前の水曜日の取引終了後である。
リバランス S&P 900 銀行(産業)7/4 キャップド指数(米ドル)、S&P 500 3%キャップド指数(米ドル)、S&P 500 上位10 25%キャップド指数(米ドル)	2024年12月21日	参照日は各リバランス月の第2金曜日である。	参照日は各リバランス月の第2金曜日の直前の水曜日である。
構成銘柄のウェイト付け S&P 500 キャップド 35/20 指数	2024年10月18日	シナリオ1 - 指数内の少なくとも1企業のFMC ウェイトが33%を超えている場合 1. 最大のウェイトを有する企業は33%に上限が定められる。超過ウェイトは全て指数内の上限が設定されていない残りの企業に比例再配分される。 2. 上限が設定されていない残りの企業のいずれかのウェイトが19%を超える場合、そのウェイトは19%に上限が定められ、超過ウェイトは上限が設定されていない残りの全ての企業に比例再配分される。 3. 手順2は上限が設定されていない企業のウェイトが全て19%以内になるまで繰り返される。	シナリオ1 - 指数内の少なくとも1企業のFMC ウェイトが31.5%を超えている場合 1. 最大のウェイトを有する企業は31.5%に上限が定められる。超過ウェイトは全て指数内の上限が設定されていない残りの企業に比例再配分される。 2. 上限が設定されていない残りの企業のいずれかのウェイトが18%を超える場合、そのウェイトは18%に上限が定められ、超過ウェイトは上限が設定されていない残りの全ての企業に比例再配分される。 3. 手順2は上限が設定されていない企業のウェイトが全て18%以内になるまで繰り返される。
構成銘柄のウェイト付け セレクト・セクター指数	2024年9月20日	シナリオ2 - 複数の企業のウェイトが19%を超えているが、最大のウェイトを有する企業が33%を超えていない場合 1. 最大のウェイトを有する企業はそのFMC ウェイトに上限が定められる。 2. 上限が設定されていない残りの企業のいずれかのウェイトが19%を超える場合、そのウェイトは19%に上限が定められ、超過ウェイトは指数内の上限が設定されていない残りの全ての企業に比例再配分される。 3. 手順2は上限が設定されていない企業のウェイトが全て19%以内になるまで繰り返される。	シナリオ2 - 複数の企業のウェイトが18%を超えているが、最大のウェイトを有する企業が31.5%を超えていない。 1. 最大のウェイトを有する企業はそのFMC ウェイトに上限が定められる。 2. 上限が設定されていない残りの企業のいずれかのウェイトが18%を超える場合、そのウェイトは18%に上限が定められ、超過ウェイトは指数内の上限が設定されていない残りの全ての企業に比例再配分される。 3. 手順2は上限が設定されていない企業のウェイトが全て18%以内になるまで繰り返される。
二次的な再加重チェック セレクト・セクター指数	2024年9月20日	3月、6月、9月、または12月の最終営業日の2日前に、企業が24%以上のウェイトを有する場合、または4.8%以上のウェイトを有する企業の合計が50%を超える場合、二次的なリバランスが必要となり、リバランス有効日は、その月の最終営業日の市場終了後となる。二次的なリバランスでは、3月、6月、9月、または12月の最終	3月、6月、9月、または12月の最終営業日の2日前に、企業のウェイトが24%を超えている場合、または4.8%以上のウェイトを有する企業の合計ウェイトが50%を超えている場合、上限ルールに違反しているため、二次的な再加重を実施する。この再加重は、当該月の最終営業日の市場終了後に効力が発生する。二次的な再加重の計

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
		営業日の2日前時点の終値や、リバランス有効日時時点の構成銘柄、発行済み株式残高、及び IWF を使用する。	算では、3月、6月、9月、または12月の最終営業日の2日前時点の上限適用済み指数ウェイトを使用し、併せて再加重実施日時時点の AWF、構成銘柄、発行済み株式残高、及び IWF を使用する。
適格性基準の測定日 S&P コンポジット 1500 指数	2024 年 7 月 17 日	S&P コンポジット 1500 指数の全ての適格性基準が満たされているかどうかを判断するための測定日は、公表日の前日の取引開始時点である。	S&P コンポジット 1500 指数の全ての適格性基準が満たされているかどうかを判断するための測定日は、公表日の2営業日前の取引開始時点である。
複数シェア・クラス・ライン S&P コンポジット 1500 指数	2023 年 4 月 17 日	複数シェア・クラス構造を有する企業は、S&P コンポジット 1500 及びそのコンポーネント指数には非適格である。複数シェア・クラス構造を有する既存の構成銘柄は全てこの規定の適用外となる。	複数シェア・クラス構造を有する全ての企業は、S&P コンポジット 1500 指数への採用に適格な候補と見なされる。
時価総額 S&P コンポジット 1500 指数	2023 年 1 月 4 日	時価総額ガイドラインでは、米ドルの範囲だけが表示される。	最低時価総額ガイドラインは、おおよそ以下の累積パーセンタイルで S&P トータル・マーケット指数(以下、「TMI」という)ユニバースの企業レベルの3か月間の平均累積合計時価総額を捉えるように設計されている。 1. S&P 500 – 85 パーセンタイル 2. S&P 中型株 400 – 85~93 パーセンタイル 3. S&P 小型株 600 – 93~99 パーセンタイル
FALR 流動性の測定: S&P コンポジット 1500 指数	2023 年 1 月 4 日	FALR は、S&P コンポジット 1500 指数に追加される時点で 1.0 以上である必要がある。	FALR は、S&P コンポジット 1500 指数に追加される時点で 0.75 以上である必要がある。
指数の名称 資本財・サービス・セクター	2022 年 2 月 8 日	資本財・サービス・セクター	S&P 500(金融セクター、不動産セクター、公益事業セクター、及び運輸産業グループを除く)指数
SPAC の適格性 S&P トータル・マーケット指数、S&P コンプレッション指数、及び S&P コンポジット 1500 指数	2022 年 2 月 4 日	--	S&P トータル・マーケット指数(TMI)及び S&P コンプレッション指数(CI)に関して、「de-SPAC」取引を通じて運営会社に移行した SPAC は、指数への追加に適格となる。ただし、参照日はリバランス有効日の5週間前となる。 S&P コンポジット 1500 指数及びその関連指数に関して、S&P DJI は「de-SPAC」取引を IPO と同等のイベントであると見なす。SPAC が S&P コンポジット 1500 指数への追加に適格となるためには、「de-SPAC」イベント後に12か月間の取引実績があることが条件となる。
流動性基準 S&P トータル・マーケット指数	2020 年 12 月 7 日	浮動株調整後時価総額に対する年間売買代金(当該期間における平均終値と過去の出来高を乗じた額)の割合が少なくとも 1.00 である必要がある。この計算ではコンポジットの株価及び出来高を使用する。	浮動株調整後時価総額に対する年間売買代金(直近 365 暦日における平均終値と過去の出来高を乗じた額)の割合が少なくとも 1.00 である必要がある。こ

変更事項	有効日		メソドロジー	
	(取引終了後)	以前	以前	アップデート後
				の計算ではコンポジットの株価及び出来高を使用する。
適格性基準の測定日: S&P コンポジット 1500 指数	2020 年 12 月 7 日	全ての適格性基準を満たしているかどうかを判断するための測定日は、発表日の取引開始時点である。		全ての適格性基準を満たしているかどうかを判断するための測定日は、発表日の前日である。
構成銘柄の移行: S&P コンポジット 1500 指数	2020 年 12 月 7 日	S&P コンポジット 1500 指数を構成する指数(つまり、S&P 500、S&P 中型株 400 指数、または S&P 小型株 600 指数)の間で、ある指数から別の指数に S&P コンポジット 1500 指数の現在の構成銘柄を移行することは可能である。指数委員会が、当該移行により市場ベンチマークとしての指数の代表性が強化されると判断した場合には、財務の健全性または流動性に関する適格基準を満たす必要はない。		S&P コンポジット 1500 指数を構成する指数(つまり、S&P 500、S&P 中型株 400 指数、または S&P 小型株 600 指数)の間で、ある指数から別の指数に S&P コンポジット 1500 指数の現在の構成銘柄を移行することは可能である。ただし、移行する銘柄が新たな指数の企業レベルの合計時価総額適格性基準を満たしていることが条件となる。S&P コンポジット 1500 指数を構成する指数の間で、ある指数から別の指数に S&P コンポジット 1500 指数の現在の構成銘柄を移行する際には、財務の健全性または流動性に関する適格基準、あるいはそれぞれの指数における企業レベルの最低合計時価総額基準の少なくとも 50%を満たす必要はない。
セレクト・セクター指数の四半期末の二次的なリバランス及び参照日の日程 セレクト・セクター指数	2020 年 8 月 31 日	3 月、6 月、9 月、または 12 月の最終営業日の 3 日前に、企業が 24%以上のウェイトを有する場合、または 4.8%以上のウェイトを有する企業の合計が 50%を超える場合、二次的なリバランスが必要となり、リバランス有効日は、その月の最終営業日の市場開始時点となる。二次的なリバランスでは、3 月、6 月、9 月、または 12 月の最終営業日の 3 日前時点の終値や、リバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式残高、及び IWF を使用する。		3 月、6 月、9 月、または 12 月の最終営業日の 2 日前に、企業が 24%以上のウェイトを有する場合、または 4.8%以上のウェイトを有する企業の合計が 50%を超える場合、二次的なリバランスが必要となり、リバランス有効日は、その月の最終営業日の市場終了後となる。二次的なリバランスでは、3 月、6 月、9 月、または 12 月の最終営業日の 2 日前時点の終値や、リバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式残高、及び IWF を使用する。
二次募集の取り扱い S&P コンポジット 1500	2020 年 3 月 27 日	5%ルール : 公募(追加募集または二次募集)としても知られている)の結果、S&P コンポジット 1500 指数の構成銘柄の株数が発行済み株式総数の 5%以上変動し、以下の条件を満たしている場合、翌日実施の対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> 引受が行われていること。 証券取引委員会(SEC)に提出された目論見書または目論見書要約が公に入手可能なこと。 株式公開の完了していることが公に確認されていること。 大口取引やスポット・セカンダリーが翌日取引の対象となるためには、上記の条件を満たさなければならない。		S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの株価指数方針及び実務メソドロジー(S&P Dow Jones Indices' Equity Indices Policies & Practices Methodology)に記載されている「迅速な実施ルール」を参照のこと。

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
		翌日実施では、公に利用可能な最新の株主構成データを用いて企業の IWF のレビューが行われる。レビューの結果、最低 5 パーcentage・ポイントの IWF の変更がある場合、株数をアップデートすることにより実行される。	
指数の適格性を満たす時価総額基準 S&P コンポジット 1500	2019 年 4 月 30 日	S&P 500 の対象となる銘柄は、その銘柄の修正前時価総額が 82 億ドル以上、S&P 中型株 400 は 24 億ドルから 82 億ドルまで、S&P 小型株 600 は 6 億ドルから 24 億ドルまでの銘柄を対象としている。このような時価総額の範囲は市場状況との整合性を確保するために随時見直される	S&P 500 の対象となる銘柄は、その銘柄の修正前時価総額が 82 億ドル以上、S&P 中型株 400 は 24 億ドルから 82 億ドルまで、S&P 小型株 600 は 6 億ドルから 24 億ドルまでの銘柄を対象としている。このような時価総額の範囲は市場状況との整合性を確保するために随時見直される。修正前時価総額基準を満たしている企業は、証券レベルの浮動株調整後時価総額基準も満たしている必要がある。証券レベルの浮動株調整後時価総額基準は、それぞれの指数における企業レベルの最低修正前時価総額基準の少なくとも 50% である。
		--	<p>特定の大型 IPO は、ファーストトラック・エントリーの対象となる場合があり、次の条件に従う：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新たな IPO 銘柄と直接上場 IPO 銘柄のみがファーストトラック・エントリーの対象となる。店頭市場（以下、「OTC」という）またはカバーされていない取引所から、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスがカバーする取引所に切り替わる元破産会社は、ファーストトラック・エントリーの対象とはならない。 • ファーストトラックによって IPO 銘柄を採用する場合には、浮動株調整後時価総額（以下、「FMC」という）の最低基準を満たしている必要がある。この最低基準は、証券レベルで 20 億ドルであり、提供される株数（オーバーアロットメント・オプションを除く）と、適格な取引所における取引初日の終値を用いて計算される。この基準の水準は適宜見直され、市場状況との一貫性を確保するために、必要に応じてアップデートされる。 • これに加えて、IPO 銘柄は指数の流動性要件を除くその他全ての適格性基準を満たしている必要がある。全ての必要な公開情報が入手可能な場合、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスはフ

変更事項	有効日		メソドロジー
	(取引終了後)	以前	
			<p>ファースト・トラック条件が満たされていることを検証する。IPO 銘柄がファースト・トラック・エントリーの適格性基準を満たしていると S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが発表した後、その銘柄は 5 営業日のリードタイムをもって指数に採用される。四半期ごとのリバランス凍結期間中にファースト・トラックによって IPO 銘柄を採用することが可能な場合には、指数委員会の裁量で、代わりにリバランス有効日に指数に採用されることがある。</p>
<p>指数の適格性を満たす浮動株修正係数 (IWF) 基準</p> <p>S&P コンポジット 1500</p>	2019 年 4 月 30 日	0.50 の IWF が必要である。	IWF が少なくとも 0.10 以上である必要がある。
<p>二次的なリバランス: セレクト・セクター指数</p>	2019 年 4 月 30 日	<p>必要に応じて、3 月、6 月、9 月と 12 月の最終営業日の取引終了の前に、セレクト・セクター指数のウェイト基準上限を超えないよう、このウェイト修正のプロセスを一回以上に繰り返す可能性がある。</p>	<p>3 月、6 月、9 月、または 12 月の最終営業日の 3 日前に、企業が 24% 以上のウェイトを有する場合、または 4.8% 以上のウェイトを有する企業の合計が 50% を超える場合、二次的なリバランスが必要となり、リバランス有効日は、その月の最終営業日の市場開始時点となる。二次的なリバランスでは、3 月、6 月、9 月、または 12 月の最終営業日の 3 日前時点の終値や、リバランス有効日時点の構成銘柄、発行済み株式残高、及び IWF を使用する。</p>
<p>指数の適格性</p> <p>S&P 500 キャップド 35/20 公益事業及び電気通信サービス指数</p>	2018 年 9 月 24 日	<p>公益事業 (GICS コード 55) 及び電気通信サービス (GICS コード 50) として分類された S&P 500 の企業</p>	<p>公益事業セクター (GICS コード 55) 及び電気通信サービス産業グループ (GICS コード 5010) として分類された S&P 500 の企業</p>
<p>指数の名称:</p> <p>1. S&P 500 イコール・ウェイト電気通信サービス指数</p> <p>2. S&P 中型株 400 キャップド公益事業及び電気通信サービス指数</p> <p>3. S&P 小型株 600 キャップド公益事業 (セクター) 及び電気通信サービス指数</p>	2018 年 9 月 24 日	<p>以前の指数の名称:</p> <p>1. S&P 500 イコール・ウェイト電気通信サービス指数</p> <p>2. S&P 中型株 400 キャップド公益事業及び電気通信サービス指数</p> <p>3. S&P 小型株 600 キャップド公益事業 (セクター) 及び電気通信サービス指数</p>	<p>現在の指数の名称:</p> <p>1. S&P 500 イコール・ウェイト・コミュニケーション・サービス指数</p> <p>2. S&P 中型株 400 キャップド公益事業及びコミュニケーション・サービス指数</p> <p>3. S&P 小型株 600 キャップド公益事業及びコミュニケーション・サービス (セクター) 指数</p>
<p>指数の名称/適格性</p> <p>S&P 500 イコール・ウェイト公益事業及び電気通信サービス指数</p>	2018 年 9 月 24 日	<p>公益事業 (GICS コード 55) 及び電気通信サービス (GICS コード 50) として分類された S&P 500 の企業</p>	<p>この指数は、S&P 500 イコール・ウェイト公益事業プラス指数に改称され、公益事業 (GICS コード 55) として分類された S&P 500 の企業で構成され、最低 22 の企業数を有する。</p>

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
指数の適格性 S&P セレクト・セクター・キャップド 20% テクノロジー指数	2018年9月24日	情報技術(GICSコード45)及び電気通信サービス(GICSコード50)として分類された S&P 500 の企業	情報技術(GICSコード45)として分類された S&P 500 の企業
指数の適格性 テクノロジー・セレクト・セクター指数	2018年9月24日	情報技術(GICSコード45)及び電気通信サービス(GICSコード50)として分類された S&P 500 の企業	情報技術(GICSコード45)として分類された S&P 500 の企業
スピンオフの時価総額の適格性: S&P コンポジット 1500	2018年6月30日	スピンオフされた企業の推定時価総額は、追加される指数の時価総額の最低追加基準を満たしている必要がある。	たとえスピンオフされた企業の推定時価総額が、外部から指数に追加される基準において定義されている最低額を下回っていたとしても、親指数の構成銘柄の中でスピンオフされた企業よりも大幅に低い時価総額の企業が他に存在していた場合、スピンオフされた企業は親会社の株価指数にとどまる可能性がある。
リバランス・スケジュール S&P 500 キャップド 35/20 指数	2018年6月25日	再加重の目的で、指数は3月、6月、9月、12月の第3金曜日の取引終了後に四半期ごとにリバランスされる。	再加重の目的で、指数は各月の第3金曜日の取引終了後に毎月リバランスされる。
セレクト・セクター指数のリバランス予定及びキャッピングの頻度	2018年3月8日	この指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、12月の最終営業日から2番目の営業日の取引終了後に実施される。 キャッピングは、企業の修正時価総額ウェイトが指数メソドロジーの最大許容リミットを超えた時だけに、リバランス月の最終営業日の2営業日前の終値に基づいて実施される。	この指数は四半期ごとにリバランスされ、3月、6月、9月、12月の第3金曜日の取引終了後に実施される。 キャッピングは各リバランス時点で、リバランス月の第2金曜日の終値を用いて実施される。
セレクト・セクター指数のキャッピング・バッファ	2018年3月8日	キャッピング・プロセスの一環として、全ての企業が、浮動株調整後時価総額ウェイトの大きい順にランク付けされる。50%上限を超える要因となる最初の企業のウェイトは、4.6%のウェイトになるまで、下げられる。	キャッピング・プロセスの一環として、全ての企業が、浮動株調整後時価総額ウェイトの大きい順にランク付けされる。50%上限を超える要因となる最初の企業のウェイトは、4.5%のウェイトになるまで、下げられる。
セレクト・セクター指数の超過ウェイトの配分	2018年3月8日	全ての超過ウェイトは、関連セレクト・セクター指数内で上限に達していない全ての企業に均等に再配分される。	全ての超過ウェイトは、関連セレクト・セクター指数内で上限に達していない全ての企業に比例案分で再配分される。
合併関連の IWF の変更	2018年1月19日	合併関連の IWF の変更により IWF が 0.96 以上となった場合、合併有効日に 1.00 に切り上げられる。	合併関連の IWF の変更により IWF が 0.96 以上となった場合、次回の年間 IWF レビュー時に 1.00 に切り上げられる。
S&P コンポジット 1500 指数及びそのコンポーネント指数からの複数シェア・クラス構造を有する企業の除外	2017年7月31日	複数シェア・クラス構造を有する企業は、S&P コンポジット 1500 指数及びそのコンポーネント指数に採用される資格があった。	複数シェア・クラス構造を有する企業は、S&P コンポジット 1500 指数及びそのコンポーネント指数に採用される資格がない。ただし、複数シェア・クラス構造を有する既存の構成銘柄は適用外となる。
S&P コンポジット 1500 指数のコンポーネント指数間の移動	2017年7月31日	--	現在の S&P コンポジット 1500 指数構成銘柄は、財務面の存続能力、浮動株比率、及び(または)流動性の適格性などの基準を満たすことなしに、S&P コンポジット 1500 指数の 1 つのコンポーネント指数(すなわち、S&P 500、S&P 中型株 400 指数、及び S&P 小型株 600 指数)から別のコンポーネント指数に移動される場合が

変更事項	有効日 (取引終了後)	メソドロジー	
		以前	アップデート後
			ある。ただし、指数委員会が当該移動により市場ベンチマークとしてのその指数の代表性が強化されると判断した場合に限られる。 現在の S&P コンポジット 1500 指数構成銘柄からスピンアウトされる企業は、外部から指数に追加される場合の基準を満たす必要はない。
以前に除外された企業が S&P コンポジット 1500 指数に追加される場合の待機期間	2017 年 7 月 31 日	--	S&P コンポジット 1500 指数から除外された企業(任意及び破綻による上場廃止を含む)を入替候補として再検討する場合、指数からの除外日から最低 1 年間の待機期間が必要となる。
本籍地基準からのコーポレート・ガバナンス構造基準の除外	2017 年 7 月 31 日	指数の目的上、米国企業は米国の慣行と一致するコーポレート・ガバナンス構造を有する必要がある。	--
主要取引所上場証券の S&P コンポジット 1500 指数適格性	2017 年 7 月 31 日	適格証券には、ニューヨーク証券取引所(NYSE)、NYSE アーカ取引所、アメリカン証券取引所(以前の NYSE MKT)、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・セレクト・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケット、Bats BZX、Bats BYX、Bats EDGA、及び Bats EDGX などの取引所に上場されている全ての米国の普通株式が含まれる。	適格証券には、ニューヨーク証券取引所(NYSE)、NYSE アーカ取引所、アメリカン証券取引所、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・セレクト・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケット、Bats BZX、Bats BYX、Bats EDGA、Bats EDGX、及び IEX などの取引所に上場されている全ての米国の普通株式が含まれる。
時価総額基準: 1. S&P 500 2. S&P 中型株 400 3. S&P 小型株 600	2017 年 3 月 10 日	1. S&P 500:最低 53 億ドル 2. S&P 中型株 400:14 億ドル~59 億ドル 3. S&P 小型株 600:4 億ドル~18 億ドル	4. S&P 500:最低 61 億ドル 5. S&P 中型株 400:16 億ドル~68 億ドル 6. S&P 小型株 600:4 億 5,000 万ドル~21 億ドル
新規株式公開からの期間	2017 年 3 月 10 日	新規株式公開から指数への追加を検討するまで 6 か月~12 か月経過する必要がある。	新規株式公開から指数への追加を検討するまで適格な取引所で最低 12 か月間売買される必要がある。
次の指数の指数構成 1. 資本財・サービス 2. 不動産セレクト・セクター指数 3. S&P セレクト・セクター・キャップド 20% 不動産指数 4. S&P 500 キャップド 35/20 不動産指数 5. S&P 500 イコール・ウェイト不動産指数 6. S&P 中型株 400 キャップド金融及び不動産(セクター)指数 7. S&P 小型株 600 キャップド金融及び不動産(セクター)指数	2016 年 9 月 16 日	1. この指数は、S&P 500 の全ての企業(金融セクター、公益事業セクター、または運輸産業グループに属する企業を除く)から構成されている。 2. GICS の不動産産業グループ(モーゲージ REIT を除く) 3. GICS の不動産産業グループ(モーゲージ REIT を除く) 4. GICS の不動産産業グループ(モーゲージ REIT を除く) 5. GICS の不動産産業グループ(モーゲージ REIT を除く) 6. GICS の金融セクター 7. GICS の金融セクター	1. この指数は、S&P 500 の全ての企業(金融セクター、不動産セクター、公益事業セクター、または運輸産業グループに属する企業を除く)から構成されている。 2. GICS の不動産セクター 3. GICS の不動産セクター 4. GICS の不動産セクター 5. GICS の不動産セクター 6. GICS の金融セクター及び GICS の不動産セクター 7. GICS の金融セクター及び GICS の不動産セクター
以下の指数の指数名: 1. S&P 中型株 400 キャップド金融(セクター)指数	2016 年 9 月 16 日	1. S&P 中型株 400 キャップド金融(セクター)指数 2. S&P 小型株 600 キャップド金融(セクター)指数	1. S&P 中型株 400 キャップド金融及び不動産(セクター)指数 2. S&P 小型株 600 キャップド金融及び不動産(セクター)指数

変更事項	有効日		
	(取引終了後)	以前	メソドロジー アップデート後
2. S&P 小型株 600 キャップド金融(セクター)指数 3. S&P 500(金融を除く) 4. S&P 500(金融を除く)TR		3. S&P 500(金融を除く) 4. S&P 500(金融を除く)TR	3. S&P 500(金融及び不動産を除く) 4. S&P 500(金融及び不動産を除く)TR
リバランス基準日 S&P トータル・マーケット指数	2016年9月16日	リバランス基準日はリバランス有効日の前月の最終取引日	リバランス基準日はリバランス有効日の5週間前の日
トラッキング・ストックの適格性	2016年7月29日	トラッキング・ストックはS&P 米国株価指数に非適格である。	トラッキング・ストックはTMIXに適格であるが、S&P コンポジット 1500 及びそのコンポーネント指数には非適格である。
株式/IWF 凍結期間	2016年7月29日	株式の凍結はリバランス有効日に至る週に実施される。	株式/IWF 凍結期間は各四半期のリバランス期間中に実施される。凍結期間は各リバランス月(すなわち、3月、6月、9月及び12月)の第2金曜日の前の火曜日の取引終了後に開始し、そのリバランス月の第3金曜日の取引終了後に終了する。
任意交換オファー、ダッチ・オークション、公開買い付けの取扱い	2016年7月29日	交換オファー、ダッチ・オークション、公開買い付けによって、企業の発行済み株式総数に5%以上の変動があった場合には、合理的に可能な限り早期に修正を行う。	任意交換オファー、ダッチ・オークション、公開買い付けによって、企業の発行済み株式総数に5%以上の変動があった場合には、週1回修正を行う。
主要取引所上場証券のS&P コンポジット 1500 指数適格性	2016年6月17日	適格証券には、ニューヨーク証券取引所(NYSE)、NYSE アーカ取引所、アメリカン証券取引所、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・セレクト・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケットなどの取引所に上場されている全ての米国の普通株式が含まれる。	適格証券には、ニューヨーク証券取引所(NYSE)、NYSE アーカ取引所、アメリカン証券取引所(以前のNYSE MKT)、ナスダック・グローバル・セレクト・マーケット、ナスダック・セレクト・マーケット、ナスダック・キャピタル・マーケット、Bats BZX、Bats BYX、Bats EDGA、及びBats EDGXなどの取引所に上場されている全ての米国の普通株式が含まれる。
S&P 小型株 600 キャップド・セクター指数のキャッピング・ルールの説明	2016年3月21日	指数の企業数が通常のキャッピング・ルールの機能しない水準に減少した場合、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは4.5%/45%ルールを緩和することができる。	S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスは指数の企業数が通常のキャッピング・ルールの機能しない水準に減少した場合のキャッピングの詳細な手順を規定している。
複数シェア・クラス	2015年9月18日	複数クラスの発行済み普通株式を有する企業は1つの指数において1回のみ表された。株価は1つのクラスに基づき、株数は全てのクラスの発行済み株式総数に基づいていた。	S&P 浮動株調整後時価総額(FMC)指数での統合クラスはなくなる。代わりに、上場シェア・クラス・ラインを有する全ての複数シェア・クラス企業は各シェア・クラス・ラインがそのクラスの株式及び浮動株のみを表すように株式及び浮動株が調整される。非上場シェア・クラス・ラインを有する全ての複数シェア・クラス企業も調整される。
S&P コンポジット 1500 の翌日公募の認識に関する説明	2015年1月21日	--	翌日反映に適格な全ての公募(フォロー・オン・オファリングとしても知られる)は、引受が行われていること、SECに提出された目論見書または目論見書要約が公に入手可能なこと、公募が完了していることが公に確認されていることが必要である。大口取引やスポット・セカンダリーは翌日取引に適格となるため上記の条件を満たす必要がある。

S&P Dow Jones Indices 免責事項

パフォーマンスに関する情報開示/バックテストされたデータ

S&P Dow Jones Indicesとその指数関連会社は、透明性を提供することにより顧客を支援するために、様々な日付を定義しています。初回評価日は、所定の指数の（現実またはバックテストの）計算値が存在する最初の日です。基準日とは、所定の指数が計算のために固定値で設定されている日付を指します。ローンチ日とは、所定の指数の価値が最初に現実と見なされる日付を指します。指数のローンチ日より前の任意の日付または期間に提供された指数値は、バックテストされたものと見なされます。S&P Dow Jones Indicesでは、ローンチ日につき、例えばS&P Dow Jones Indicesの公開ウェブサイトまたは外部当事者に対するそのデータフィードを介して、指数の価値が一般公表されたことが知られる日付と定義しています。2013年5月31日より前に導入されたDow Jonesブランドの指数については、ローンチ日（2013年5月31日より前は「導入日」と呼ばれていた）は、指数の一般公表日より前には認められていた可能性があるものの、指数メソドロジーに対するそれ以上の変更が認められなくなった日に設定されています。

指数のリバランスの方法とタイミング、追加及び削除の基準、ならびに全ての指数計算など、指数の詳細については、当該指数のメソドロジーを参照してください。

指数のローンチ日より前に提示された情報は全て、仮説に基づく（バックテストされた）ものであって、実際のパフォーマンスではありません。バックテスト計算は、指数のローンチ日に有効だったメソドロジーと同じ方法に基づいています。ただし、市場が異常を示した期間など、全体的な最新市場環境を反映していない期間を対象に、バックテストされた履歴を作成する場合には、十分に大きな同じ性質の証券を把握するために、指数メソドロジールールを緩和してもかまいません。それにより、その指数で測定することを意図した対象市場、またはその指数で把握することを意図した戦略のシミュレーションを行うことができます。例えば、市場時価総額と流動性の限界を引き下げることができます。さらに、S&P 暗号通貨指数のバックテスト・データに関しては、フォーク（ブロックチェーンの分岐）の影響が考慮されていません。S&P 暗号通貨トップ5イコール・ウェイト指数及びS&P 暗号通貨トップ10イコール・ウェイト指数については、メソドロジーのカストディ要素が考慮されておらず、バックテストの過去履歴は、ローンチ日時点においてカストディ要素の要件を満たす指数構成銘柄に基づいています。また、指数管理の決定を正確に複製することは困難であるため、バックテストされたパフォーマンスにおけるコーポレート・アクションの取り扱い、実在する指数に対するコーポレート・アクションの取り扱いと異なる場合があります。バックテストされたパフォーマンスは、指数のメソドロジーに加えて、事後的な情報やパフォーマンスによる影響を与えた可能性がある要因についての知識に基づく構成銘柄の選定を反映したものであり、結果に影響を及ぼしうる全ての財務リスクを考慮したものではなく、生存者バイアス/先読みバイアスが含まれていると見なすことも可能です。実際のリターンは、バックテストされたリターンとは大きく異なり、これよりも少ないものとなる場合があります。過去のパフォーマンスは将来の成績を示唆または保証するものではありません。

一般にS&P DJIでは、バックテストされた指数データを作成する際に、構成銘柄の実際の過去データ（過去の株価、時価総額、及び企業活動に関するデータ等）を使用します。ESG投資はまだ開発の初期段階にあるため、S&P DJIのESG指数を作成するために使用される一部のデータポイントは、過去のデータをバックテストしたい対象期間全体にわたり入手できない場合があります。データの利用可能性に関するこの問題は、他の指数にも当てはまります。対象となる全ての過去の期間に対して実際のデータが入手できない場合、S&P DJIでは、ESGデータの「バックワード・データ・アサンプション」（または、引き戻し）と呼ばれるプロセスを通じて、バックテストされた過去のパフォーマンスを算定する場合があります。「バックワード・データ・アサンプション」とは、当該指数の構成銘柄につき、指数のパフォーマンスを算定するために用いる過去のデータ全てに、入手可能な実際のデータポイントのうち最も過去のものを適用するプロセスを指します。例えばバックワード・データ・アサンプションでは、その前提として、特定の業務活動（「製品関与」と呼ぶ場合もある）を現在行っていない企業は過去においてもかかる業務活動を行ったことがないと想定し、同様に、現在特定の業務活動を行っている企業は過去においてもかかる活動を行っていたと想定します。バックワード・データ・アサンプションは、実際のデータのみを使用する場合よりも長期にわたる過去の期間を対象として、仮説的なバックテストを可能にするものです。「バックワード・データ・アサンプション」について詳しく知りたい場合は、FAQをご覧ください。バックテストされた過去のパフォーマンスにつき、

バックワード・データ・アサンプションを採用している指数では、そのメソドロジー及びファクトシートにおいてその旨を明記します。かかるメソドロジーには、遡及的にデータが適用された箇所における具体的なデータポイント及び当該の時期を示す表が記載された別紙が含まれます。

表示される指数の収益率は、投資資産/証券の実際の取引結果を表しません。S&P Dow Jones Indicesは、指数を維持し、提示または議論された指数のレベルとパフォーマンスを算出しますが、実際の資産を管理してはいません。指数の収益率は、指数のパフォーマンスを追跡するよう意図された、指数または投資ファンドの基礎となる、投資家が証券を購入するために支払う販売手数料や料金の支払いを反映していません。これらの料金や手数料が課されることで、証券/ファンドの実際及びバックテストのパフォーマンスは、提示される指数パフォーマンスよりも低くなる可能性があります。簡単な例としては、10万米ドルの投資に指数が12ヶ月間に10%の収益率（つまり1万米ドル）を上げ、投資に経過利息を加えた金額に1.5%の実際の資産ベースの手数料（つまり1,650米ドル）が課されると、1年間の純収益率は8.35%（つまり8,350米ドル）になります。3年間にわたり、年10%の収益率で、年末に年1.5%の手数料を徴収されると想定すると、結果的に累積総収益率は33.10%、合計手数料は5,375米ドル、及び累積純収益率は27.2%（つまり2万7,200米ドル）になります。

知的財産権/免責条項

© 2026 S&P Dow Jones Indices. 無断複写・転載を禁じます。S&P, S&P 500, SPX, SPY, The 500, US 500, US 30, S&P 100, S&P COMPOSITE 1500, S&P 400, S&P MIDCAP 400, S&P 600, S&P SMALLCAP 600, S&P GIVI, GLOBAL TITANS, DIVIDEND ARISTOCRATS, Select Sector, S&P MAESTRO, S&P PRISM, S&P STRIDE, GICS, SPIVA, SPDR, INDEXOLOGY, iTraxx, iBoxx, ABX, ADBI, CDX, CMBX, MBX, MCDX, PRIMEX, HHPI, 及び SOVX は、S&P Global, Inc. (以下、「S&P Global」という) またはその関係会社の登録商標です。DOW JONES, DJIA, THE DOW, 及び DOW JONES INDUSTRIAL AVERAGE は、Dow Jones Trademark Holdings LLC (「Dow Jones」) の商標です。これらの商標は、その他と一緒に S&P Dow Jones Indices LLC にライセンス供与されています。再配布または複製は、全部か一部かを問わず、S&P Dow Jones Indices LLC の書面による許可がない限り禁止されています。本文書は、S&P DJI が必要なライセンスを持たない法域でサービスを提供するものではありません。特定のカスタム指数計算サービスを除き、S&P DJI が提供する全ての情報は個人とは無関係なものであり、いかなる個人、事業体または集団のニーズに合わせて調整されたものではありません。S&P DJI は、第三者にその指数をライセンス供与すること、及びカスタム計算サービスを提供することに関連して報酬を受けています。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。

指数に直接投資することはできません。指数が表す資産クラスへのエクスポージャーは、その指数に基づく投資可能な商品を通して利用できる場合があります。S&P DJI は、第三者が提供する、また指数のパフォーマンスに基づく投資収益を提供しようとするいかなる投資ファンドまたはその他の投資手段についても、スポンサー、保証、販売、販売促進または管理を行いません。S&P DJI は、指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供することを保証しません。S&P DJI は投資顧問会社、商品投資顧問業者、受託者、「プロモーター」(1940年投資会社法(改訂)において定義されている)、または「エキスパート」(合衆国法典第15編第77条(15 U.S.C. § 77k)内に列挙されている)ではなく、また S&P DJI はかかる投資ファンドまたはその他の投資手段への投資の妥当性に関して一切表明することはありません。かかる投資ファンドまたはその他の投資手段への投資決定は、本文書に記載される意見に頼って行われるべきではありません。S&P DJI は税金の顧問会社ではありません。指数に証券が含まれることは、S&P DJI がかかる証券、コモディティ、暗号通貨、またはその他の資産の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資または取引のアドバイスとして見なしてはなりません。

これらの資料は、一般的に公衆が利用可能な信頼できると確信される情報に基づき、情報提供のみを目的として作成されています。これらの資料に記載される内容(指数データ、格付け、信用関連の分析やデータ、リサーチ、評価、モデル、ソフトウェアやその他のアプリケーションまたはそれからのアウトプット)またはそのいかなる部分(「内容」)も、S&P DJIによる事前の書面による承認なく、いかなる形式やいかなる手段によっても、改変、リバースエンジニアリング、複製または配布、もしくはデータベースまたは検索システムへの保存を行うことはできません。内容は、違法または未許可の目的で使用してはなりません。S&P DJI及びその第三者データプロバイダーならびにライセンサー(総称して「S&P Dow Jones Indices当事者」)は、内容の正確性、完全性、適時性または利

用可能性について保証しません。S&P Dow Jones Indices当事者は、理由に関係なく、内容の利用から得られた結果について、いかなる過誤または遺漏に対しても責任を負いません。内容は、「現状有姿」で提供されています。S&P DOW JONES INDICES当事者は、商品性または特定目的や利用への適合性、バグやソフトウェアのエラーまたは欠陥がないこと、内容の機能が中断されないこと、もしくは内容がいかなるソフトウェアやハードウェア構成によっても動作することを含むがこれに限定されない、あらゆる明示または黙示の保証も否認します。S&P Dow Jones Indices当事者は、いかなる場合も、いかなる当事者に対しても、内容の使用に関連する、いかなる直接的、間接的、付随的、懲罰的、補償的、懲戒的、特別または派生的な損害、費用、経費、法的費用、または損失に対しても(逸失収入または逸失利益、及び機会費用を含むがこれに限定されない)、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。

信用関連の情報、及び格付け、リサーチ及び評価を含むその他の分析は、一般に、ライセンサー及び/またはS&P Global Market IntelligenceといったS&P Globalのその他の部門を含むがこれに限定されない、S&P Dow Jones Indicesの関連会社によって提供されています。信用関連の情報ならびに内容の中のその他の関連分析及び発言は、表明された日時点での意見の記述であり、事実を記述したものではありません。いかなる意見、分析及び格付承認決定も、証券を購入、保有または売却するため、または投資決定を行うための推奨ではなく、いかなる証券の適合性について言及するものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、いかなる形態または形式でも、公表後に内容を更新する義務を負いません。投資またはその他のビジネス上の決定を行う際に、内容に頼るべきではなく、また利用者、その経営陣、従業員、顧問及び/または顧客のスキル、判断及び経験またそれらの代わりとなるものでもありません。S&P Dow Jones Indices LLCは、受託者または投資顧問会社としては行動しません。S&P Dow Jones Indicesは、信頼できると確信する情報源から情報を取得するものの、S&P Dow Jones Indicesは、受領する情報の監査を行ったり、デューディリジェンスや独立した検証の義務を負ったりしません。S&P DJIは、規制またはその他の理由により、いつでも指数を変更または中止する権利を留保します。様々な要因(S&P DJIが管理できない外部要因を含む)により、指数の大幅な変更が必要となる場合があります。

規制機関が格付機関に対して、特定の規制目的で別の法域で発行された格付けをある法域で承認することを認める範囲で、S&P Global Ratingsは、いつでもその単独の判断で、かかる承認を割当、撤回または停止する権利を留保します。S&P Dow Jones Indicesは、S&P Global Ratingsを含め、承認の割当、撤回または停止から生じるいかなる義務も、またその理由で被ったと主張されるいかなる損害の賠償責任も否認します。S&P Dow Jones Indices LLCの関連会社は、S&P Global Ratingsを含め、その格付け及び特定の信用関連の分析に対して、通常は発行体または証券の引受会社もしくは債務者から報酬を受ける場合があります。かかるS&P Dow Jones Indicesの関連会社は、S&P Global Ratingsを含め、その意見及び分析を普及させる権利を留保します。S&P Global Ratingsからの公開格付け及び分析は、そのウェブサイト、www.standardandpoors.com (無料)及びwww.ratingsdirect.comとwww.globalcreditportal.com (購読)で利用でき、S&P Global Ratingsの出版物及び第三者再配布業者を通じた場合を含め、その他の方法で配布される場合があります。当社の格付け料金についての追加の情報は、www.standardandpoors.com/usratingsfees から入手できます。

S&P Globalは、その様々な部門及び事業部の特定の活動を、それらの各活動の独立性と客観性を守るために相互に分離しています。その結果、S&P Globalの特定の部門及び事業部が、他の事業部では利用できない情報を保有している場合があります。S&P Globalは、各分析プロセスに関連して受け取った特定の非公開情報の秘密性を保持するために、方針及び手順を確立しています。

さらに、S&P Dow Jones Indicesは、証券の発行体、投資顧問、ブローカーディーラー、投資銀行、その他の金融機関及び金融仲介機関を含む多くの組織に対して、またはそれらに関連して、広範なサービスを提供しており、従って、推薦、格付け、モデルポートフォリオへ組み入れ、評価または別途言及する場合があります証券やサービスの組織を含め、それらの組織から手数料またはその他の経済的利益を受ける場合があります。

一部の指数では世界産業分類基準(GICS®)を使用しています。これは、S&P GlobalとMSCIによって作成され、同二社の独占的財産かつ商標です。MSCI、S&P DJI、及びGICS分類の作成または編纂に関与したその他の当事者のいずれも、かかる基準または分類(またはそれを利用することで得られる結果)に関して、いかなる明示的または黙示的な保証または保証も行わず、かかる当事者は全て、かかる基準または分類に関して、独自性、正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性の全ての保証を本書により明示的に否認します。前述の内容に制限を加えることなく、いかなる場合でも、MSCI、S&P DJI、その関連会社またはGICS分類の作成または編纂に関わるいかなる第三者も、いかなる直接的、間接的、特別、懲戒的、派生的、またはその他の損害(逸失利益を含む)について、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。

S&P Dow Jones Indicesの商品は、それらの商品が提供される契約の条件により管理されています。S&P Dow Jones Indices及び(または)指数データを使用する、これに基づいている、及び(または)これを参照する商品あるいはサービスを表示する、そこから派生するデリバティブ商品を組成する、及び(または)配布するには、S&P Dow Jones Indicesからライセンスを取得する必要があります。

本コンテンツは、人工知能(AI)ツールの支援を受けて作成された可能性があります。AIツールは示唆や知見を提供する場合がありますが、最終的なコンテンツは、S&P Dow Jones Indicesの担当者により構成、レビュー、編集、承認されました。そのため、適用される法令および規制に従って、S&P DJIIは、AIの支援を受けて作成された本コンテンツに関する著作権を全て保有します。

ESG 指数の免責事項

S&P DJIIは、特定の環境・社会・ガバナンス(ESG)指標、または以下のような指標の組み合わせに基づいて(ただし、これらに限定されない)、指数構成銘柄の選択、除外、及び(または)ウェイト設定を行います:環境指標(天然資源の効率的利用、廃棄物の生産、温室効果ガス排出量、または生物多様性への影響など)、社会指標(不平等及び人材投資など)、ガバナンス指標(健全な経営陣の構成、従業員との関係、従業員の報酬、税務コンプライアンス、人権尊重、汚職防止、及び贈賄防止など)、特定の持続可能性または価値観に関連する企業の関与指標(例えば、非人道的兵器、タバコ製品、燃料炭の製造/販売など)、または論争の的となる問題のモニタリング(ESG関連事件に関与する企業を特定するための報道機関のリサーチを含む)。

S&P DJIIのESG指数では、指数構成銘柄の選択及び(または)ウェイト付けにおいてESG指標やESGスコアを使用しています。ESGスコアまたは格付けでは、環境、社会、及びコーポレート・ガバナンスの問題に関する企業あるいは資産のパフォーマンスを測定・評価することに努めています。

S&P DJIIのESG指数で使用されるESGスコア、格付け、及びその他のデータは、サードパーティにより直接的または間接的に提供されています(これらのサードパーティは、S&P グローバルの独立した関連会社である場合もあれば、無関係の事業体である場合もある)。したがって、S&P DJIIのESG指数がESG要因を反映できるかどうかについては、これらのサードパーティが提供するデータの正確性や入手可能性に左右されます。

ESGスコア、格付け、及びその他のデータは、報告される(つまり、データが企業または資産により開示されたものとして提供されている、または公に入手可能なものとして提供されている)、モデル化される(つまり、データがプロキシのみを使用して作成され、独自のモデル化プロセスを使用して導き出されている)、または報告・モデル化される(つまり、データが報告されたデータとモデル化されたデータの組み合わせであるか、または独自のスコアリングや決定プロセスにおいて報告されたデータ/情報を使用してベンダーから導き出されるかのいずれかである)場合があります。

ESGスコア、格付け、及びその他のデータは、外部及び(または)内部の情報源から提供されるかを問わず、定性的評価及び判断的評価に基づいています。特に、明確に定義された市場基準が存在しない場合には、独自の判断を行う必要があります。これは、ESG要因や検討事項を評価する上で複数のアプローチやメソドロジーが存在するためです。したがって、ESGスコア、格付け、またはその他のデータには、主観的な要素や裁量的な要素が含まれています。ESGスコアリング、格付け、及びデータソースが異なれば、ESGの評価手法や推定メソドロジーも異なる場合があります。また、特定の企業、資産、または指数の持続可能性やインパクト(社会・環境への影響)に関しては、関与する人(ESGデータの格付けプロバイダーまたはスコアリングのプロバイダー、指数のアドミニストレーター、あるいはユーザーを含む)が異なれば、最終的な結論も異なる場合があります。

指数が、サードパーティにより直接的または間接的に提供されるESGスコア、格付け、またはその他のデータを使用している場合、S&P DJIIは当該ESGスコア、格付け、またはデータの完全性や正確性について責任を負いません。「ESG」、「サステナブル」、「グッドガバナンス」、「有害ではない環境的インパクト、社会的インパクト、及びその他のインパクト」、または同等に分類されるその他の目的を決定するための単一の明確かつ決定的なテストや枠組み(法的、規制、またはその他)は存在しません。明確に定義された市場基準がない場合、または数多くのアプローチが存在することにより、独自の判断を行う必要があります。したがって、「ESG」、「サステナブル」、「グッドガバナンス」、「有害ではない環境的インパクト、社会的インパクト、及びその他のインパクト」、あるいは同

等に分類されるその他の目的に関して、関与する人が異なれば、同じ投資、商品、及び戦略について異なる分類が行われる場合があります。さらに、新たな規制及び業界の規則やガイダンスが発行され、ESGサステナブル・ファイナンスの枠組みがアップデートされている中で、「ESG」、「サステナブル」、「グッドガバナンス」、「有害ではない環境的インパクト、社会的インパクト、及びその他のインパクト」、あるいは同等に分類されるその他の目的を構成するものに関する法的及び(または)市場の見解は、時間の経過とともに変化する可能性があります。

S&P DJIのESG指数のユーザーは、指数メソドロジーや開示情報を注意深く読み、その指数が使用事例や投資目的に合致しているかどうかを判断することが推奨されます。